

# 令和2年度 成年後見制度に関する実態把握調査結果

令和2年8月

ふれあいネットワーク



社会福祉  
法人

新潟県社会福祉協議会

## 《 も く じ 》

- 調査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
  
- 令和2年度新潟県における成年後見関係事件に関する実態把握調査の結果・・・・4
  
- 令和2年度成年後見制度利用支援事業等に関する実態把握調査の結果・・・・18
  
- 令和2年度社協における法人後見事業等に関する実態把握調査の結果・・・・29

## 調査の概要

### 1 目的

県内における成年後見制度の取組み状況の把握

### 2 実施主体

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会

### 3 調査の種類、目的、対象等

#### (1) 令和2年度新潟県における成年後見関係事件に関する実態把握調査

目的	新潟家庭裁判所において取り扱う成年後見事件の状況把握
対象	新潟家庭裁判所(1カ所)
実施方法	郵送による依頼とファクスによる回収
発送数	1
回収数	1

#### (2) 令和2年度成年後見制度利用支援事業等に関する実態把握調査

目的	新潟県内における成年後見制度利用支援事業等の実施状況の把握
対象	新潟県内の市町村行政(30市町村)
実施方法	メールによる依頼及び回収
発送数	30
回収数	30

#### (3) 令和2年度社協における法人後見事業等に関する実態把握調査

目的	新潟県内の市町村社会福祉協議会における法人後見事業等への取組み状況の把握
対象	新潟県内の市町村社会福祉協議会(30社協)
実施方法	メール等による依頼及びメール等による回収
発送数	30
回収数	30

### 4 調査期間

令和2年5月1日～5月29日

## 5 調査結果の概要

### ①令和2年度新潟県における成年後見関係事件に関する実態把握調査の結果について

- 令和元年の成年後見関係事件(後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件)の申立件数は943件(前年比7件増)。
- 令和元年の申立人については、本人が221件。
- 令和元年の市町村長申立件数は160件<sup>※1</sup>(前年比3件増)。
- 令和元年の主な申立て動機は預貯金等の管理・解約が622件。
- 令和元年の成年後見人等と本人との関係別選任件数は、親族後見人<sup>※2</sup>選任件数が199件(前年比6件減)、第三者後見人<sup>※3</sup>選任件数が789件(前年比61件増)となり、平成25年以降、第三者後見人の選任件数が親族後見人の選任件数を上回っており、その件数の差は年々開いている。
- 令和2年5月14日時点の成年後見制度利用者数は4,909人(前年比294人増)で、本調査開始(平成26年)以降、年々増加している。

### ②令和2年度成年後見制度利用支援事業等に関する実態把握調査の結果について

- 29市町村において成年後見制度利用支援事業「申立てに要する経費の助成」を実施しており、また、全ての市町村において成年後見制度利用支援事業「後見人等への報酬助成」を実施している。「申立てに要する経費の助成」については12市町村が、「後見人等への報酬の助成」については5市町村が助成対象者を「市町村長申立」に限定している。
- 令和元年度は成年後見制度利用支援事業の「申立てに要する経費の助成」について、県内全体で11,334千円の予算額に対して1,834千円の執行額となっており、「後見人等への報酬の助成」については県内全体で218,604千円の予算額に対し、161,796千円の執行額となっている。
- 市町村長申立について、令和元年度において21市町村で合計153件<sup>※1</sup>の申立てがあった一方で、9市町村では市町村長申立の実績がなかった。また、申立てにあたって実施する親族調査の範囲について、28市町村が「2親等まで」としている一方で、1市町村が「4親等まで」とし、1市町村が「2親等までであるが、状況により4親等まで」としている。
- 令和2年度に「市民後見推進に関する事業」は7市町村が実施、「成年後見制度法人後見支援事業」は13市町村が実施する。
- 県内において市民後見人養成研修を修了した人数は5市町村で合計333人。そのうち、「現在、市民後見人として家庭裁判所から選任されて活動している人」が1市町村で21人、「現在、法人後見実施団体の嘱託職員等(法人後見支援員)として活動している人」が3市町村で118人となっている。

### ③令和2年度社協における法人後見事業等に関する実態把握調査の結果について

- 法人後見事業を実施している18社協(前年比増減0社協)で、これまでに合計278件(前年比55件増)の受任実績があり、そのうち71件は既に終了しているため、現在は207件(前年比37件増)を受任している。
- 法人後見事業を実施している18社協のうち、13社協(前年比2社協減)が法人後見事業以外の成年後見制度関連事業を実施している。
- 法人後見事業について検討中または未実施の12社協のうち、「準備中」が1社協、「検討中」が2社協、「検討していない(当分の間、実施する予定はない)」が9社協となっている。「検討中」の2社協においては、2社協とも「令和3年度中」を目途に実施する予定と回答。

※1:「令和2年度新潟県における成年後見関係事件に関する実態把握調査の結果」と「令和2年度成年後見制度利用支援事業等に関する実態把握調査の結果」における市町村長申立件数に相違があるのは、新潟家庭裁判所では集計が暦年であるのに対し、市町村での集計が年度となっているため。

※2:「親族後見人」とは、親族(配偶者・子・兄弟姉妹等)で本人の成年後見人等に選任された者の総称。

※3:「第三者後見人」とは、親族以外(弁護士・司法書士・社会福祉士・社会福祉協議会等)で本人の成年後見人等に選任された者の総称。

## 令和2年度新潟県における成年後見関係事件に関する実態把握調査の結果

### 【調査概要】

目的	新潟家庭裁判所において取り扱う成年後見関係事件の状況把握
対象	新潟家庭裁判所 (新潟家庭裁判所本庁、三条支部、新発田支部、長岡支部、高田支部、佐渡支部、十日町出張所)
調査時期	令和2年5月1日から5月29日
調査方法	郵便による依頼とファクスによる回収
発送数	1
回収数	1

※ 本年度以前の数値は過去に本会が実施した調査結果を引用。

※ 本調査結果に用いたグラフにおいて示した百分率(%)は少数第二位を四捨五入しているため、合計が100とならないこともある。

### 【定義】

成年後見人等	成年後見人、任意後見人、保佐人、補助人の総称
成年被後見人等	成年被後見人、任意被後見人、被保佐人、被補助人の総称
親族後見人	親族(配偶者、親、子、兄弟姉妹、その他親族)で本人の成年後見人等に選任された者の総称
第三者後見人	親族以外(弁護士、司法書士、社会福祉士、その他)で本人の成年後見人等に選任された者の総称

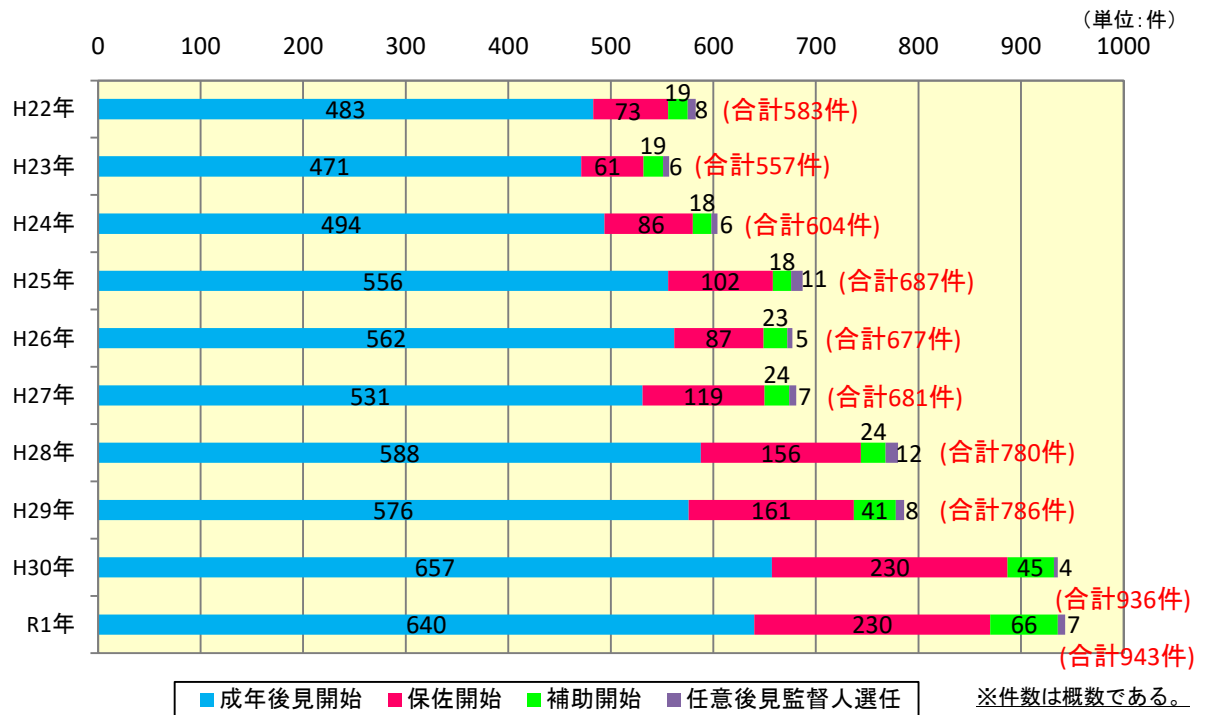
### 【新潟家庭裁判所支部別の管轄市町村】

新潟家庭裁判所本庁	新潟市、燕市(旧吉田町)、五泉市、阿賀町、弥彦村
三条支部	三条市、加茂市、燕市(旧燕市、旧分水町)、田上町
新発田支部	新発田市、村上市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、関川村、粟島浦村
長岡支部	長岡市、柏崎市、小千谷市、見附市、魚沼市、南魚沼市、出雲崎町、湯沢町、刈羽村
高田支部	上越市、糸魚川市、妙高市、十日町市(旧松代町、旧松之山町)
佐渡支部	佐渡市
十日町出張所	十日町市(旧十日町市、旧川西町、旧中里村)、津南町

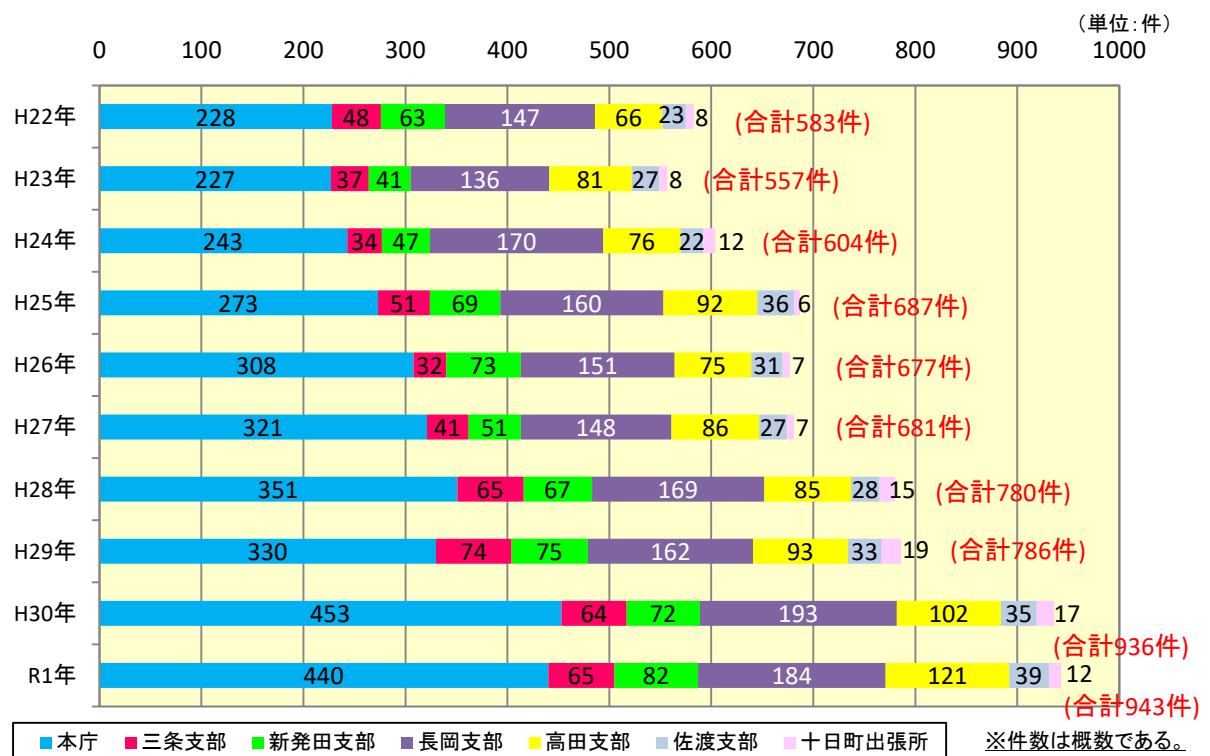
# 1 成年後見関係事件の申立件数の推移

※ ここで言う「成年後見関係事件」とは、後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件のこと。

- 令和元年の成年後見関係事件の申立件数は943件で、前年に比べて7件増加した。(後見開始では前年比17件の減、保佐開始では前年比増減0件、補助開始では前年比21件の増、任意後見監督人選任では前年比3件の増。)
- 令和元年の成年後見関係事件の申立件数を本庁・支部・出張所別にみると、本庁管内で440件(前年比13件減)と一番多く、次いで長岡支部管内で184件(前年比9件減)、高田支部管内で121件(前年比19件増)、新発田支部管内で82件(前年比10件増)、三条支部管内で65件(前年比1件増)、佐渡支部管内で39件(前年比4件増)、十日町出張所管内で12件(前年比5件減)となっている。

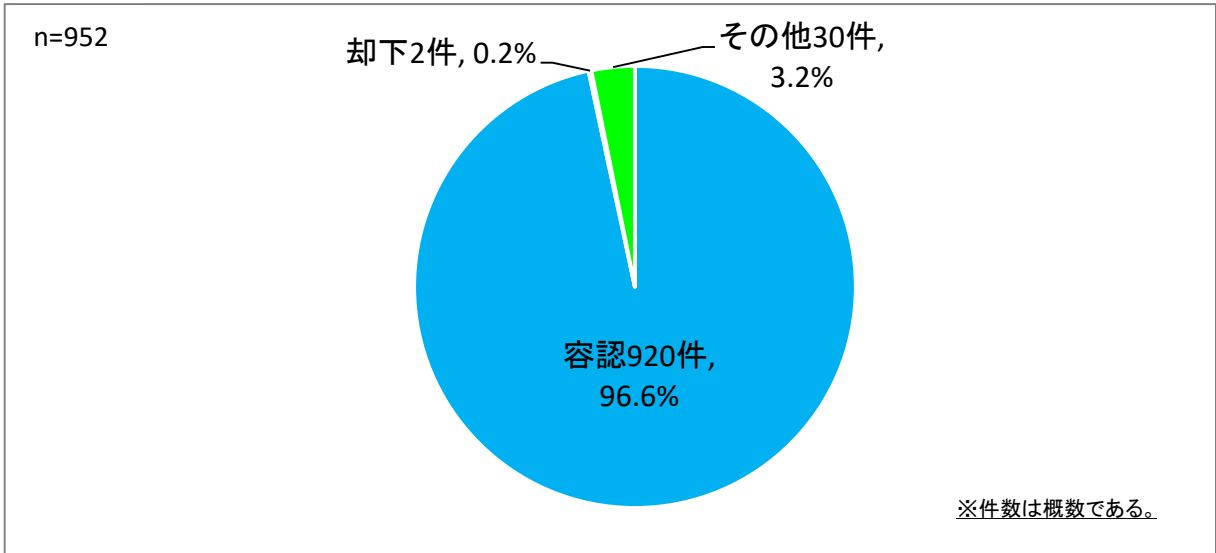


## 《本庁・支部・出張所別件数》

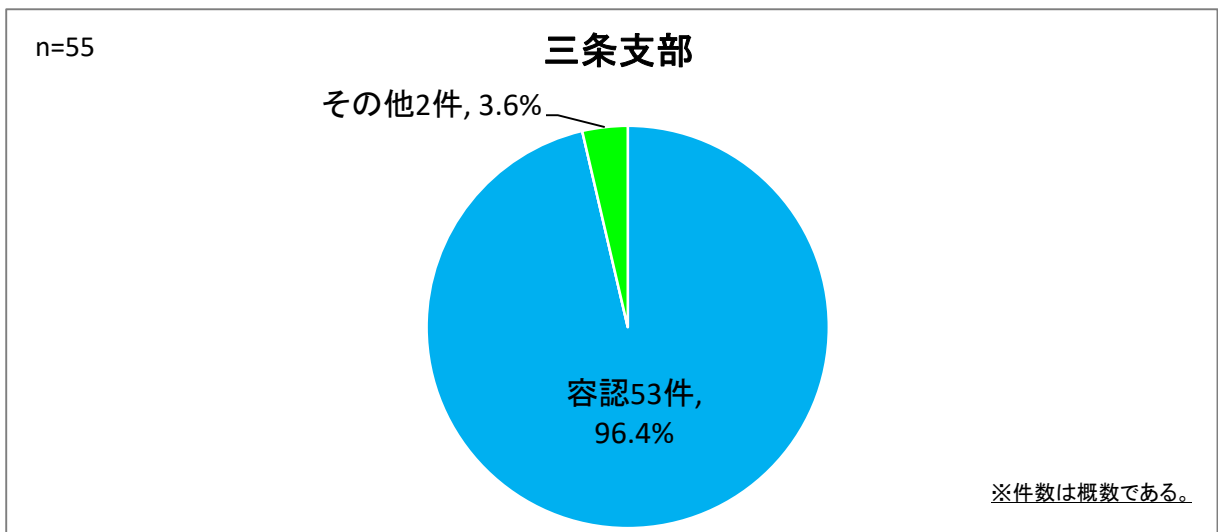
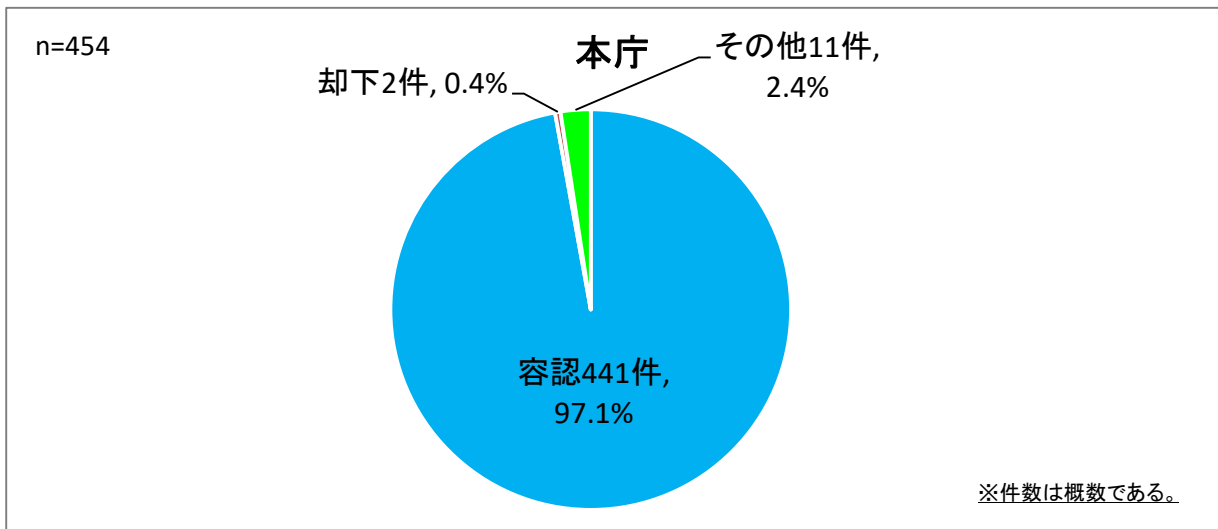


## 2 令和元年における終局区分別件数

- 成年後見関係事件の終局事件合計952件のうち、「容認」で終局したものは920件(96.6%)である。
- 成年後見関係事件の終局事件のうち、「容認」で終局した件数を本庁・支部・出張所別にみると、本庁管内で441件(97.1%)と一番多く、次いで長岡支部管内で180件(94.7%)、高田支部管内で118件(97.5%)、新発田支部管内で85件(97.7%)、三条支部管内で53件(96.4%)、佐渡支部管内で33件(97.1%)、十日町出張所管内で10件(90.9%)となっている。

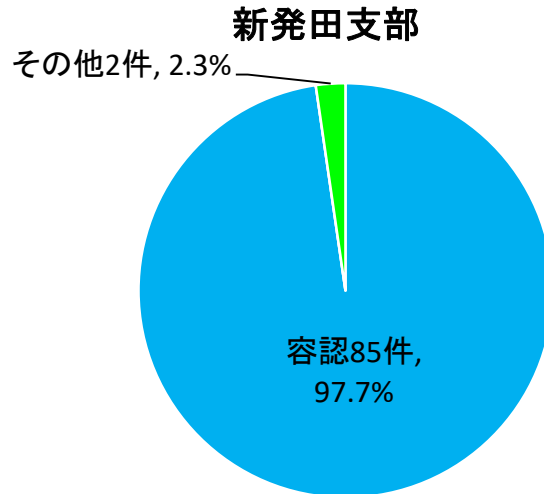


### 《本庁・支部・出張所別件数》



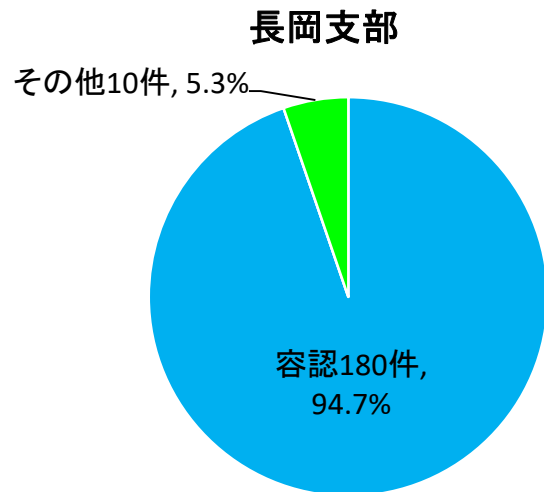


n=87



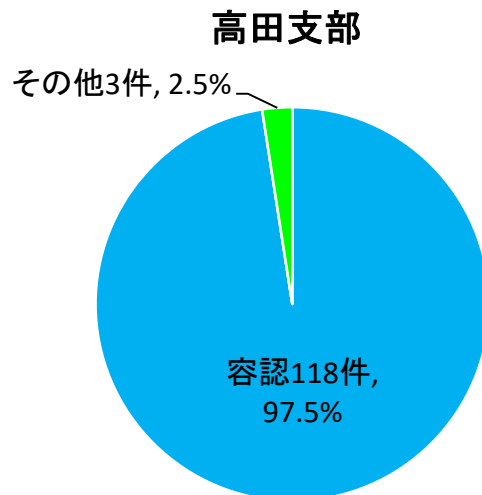
※件数は概数である。

n=190

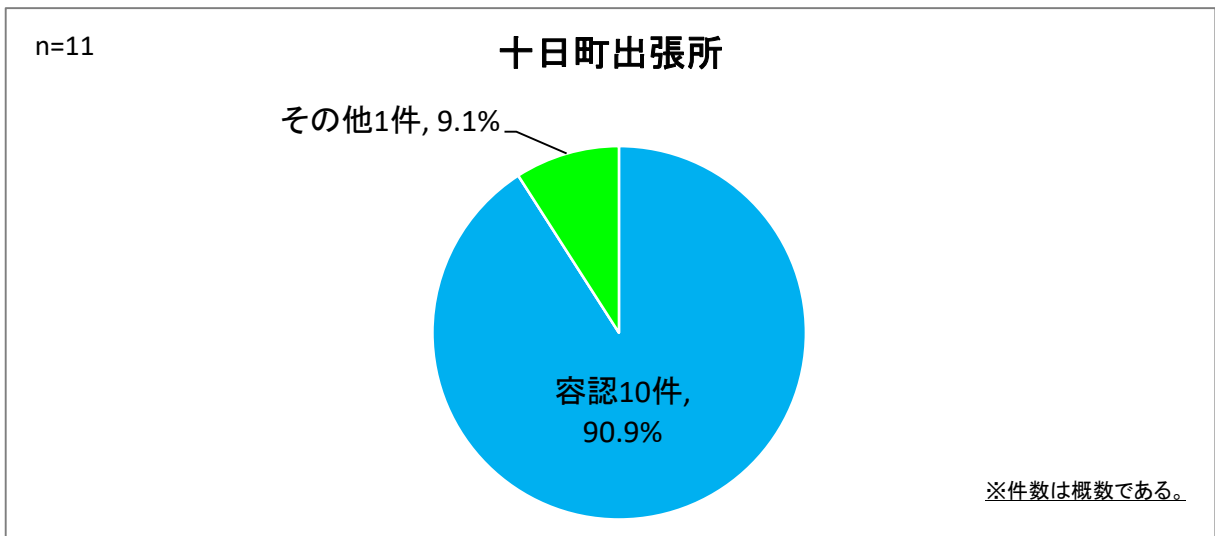
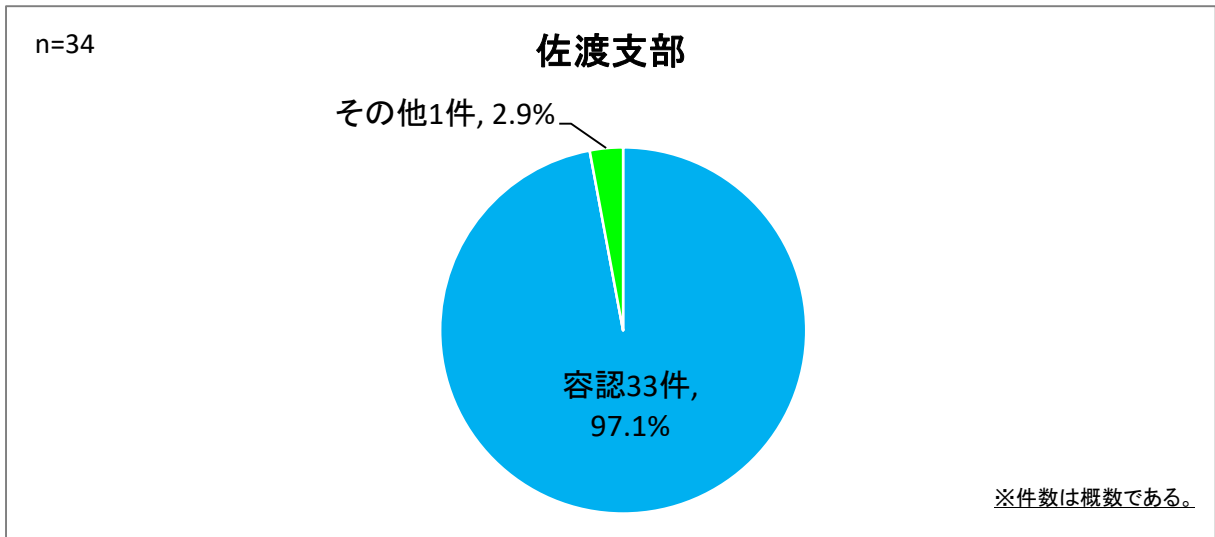


※件数は概数である。

n=121

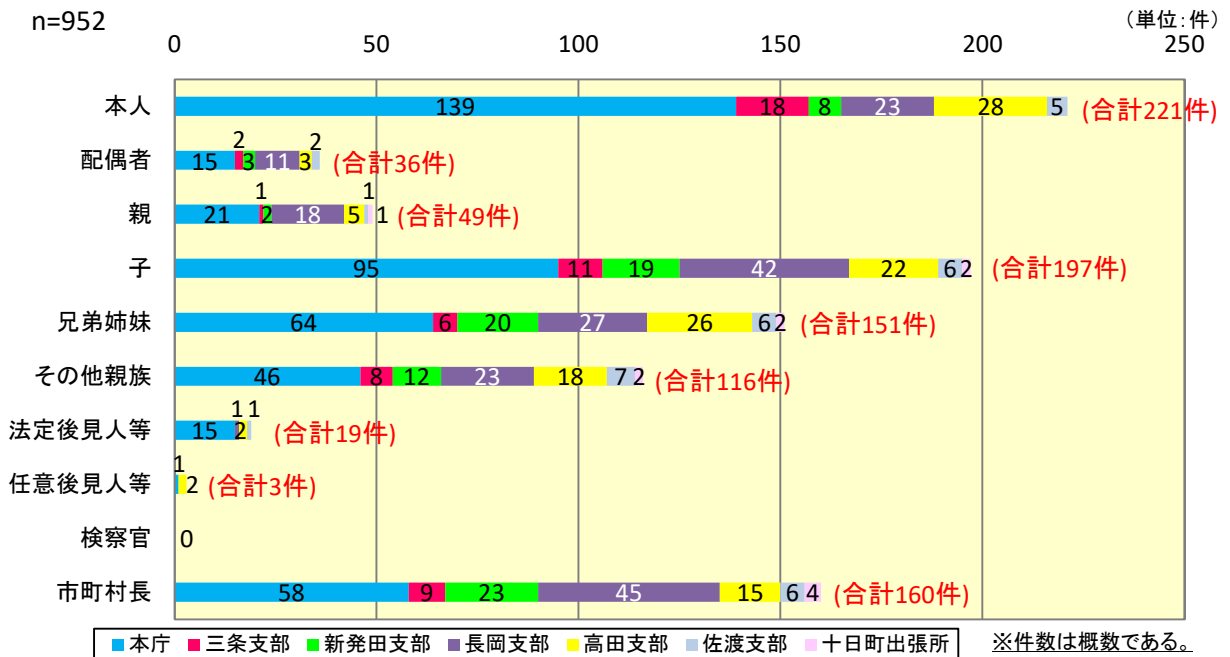


※件数は概数である。



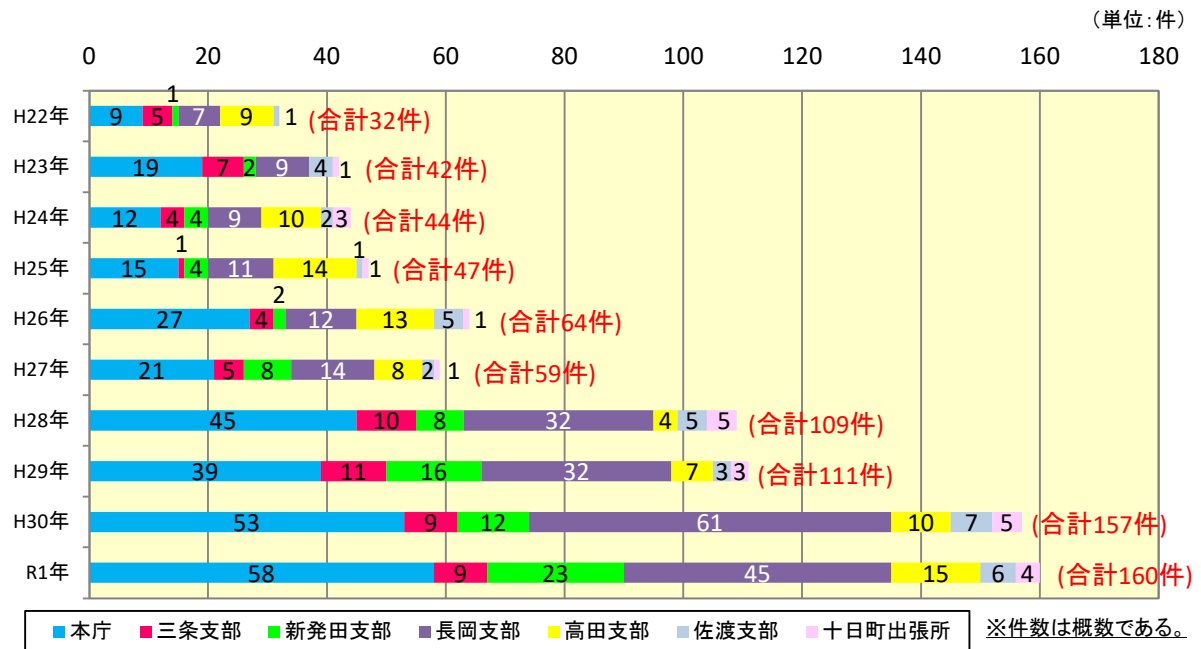
### 3 申立人の属性

➤ 令和元年の申立人と本人との関係については、本人が最も多く221件、次いで本人の子197件、市町村長160件、兄弟姉妹151件、その他親族116件となっている。



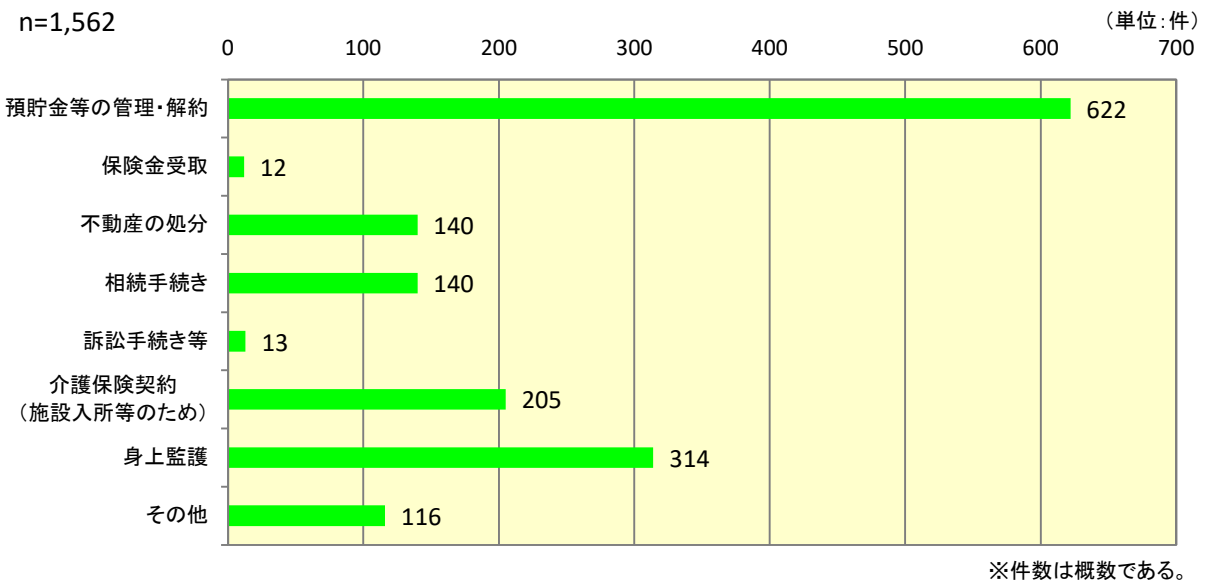
#### 4 市町村長申立件数の推移

- 令和元年の市町村長申立件数は160件で、前年と比べて3件増加した。
- 令和元年の市町村長申立件数を本庁・支部・出張所別にみると、本庁管内で58件(前年比5件増)と一番多く、次いで長岡支部管内で45件(前年比16件減)、新発田支部管内で23件(前年比11件増)、高田支部管内で15件(前年比5件増)、三条支部管内で9件(前年比増減0件)、佐渡支部管内で6件(前年比1件減)、十日町出張所管内で4件(前年比1件減)となっている。

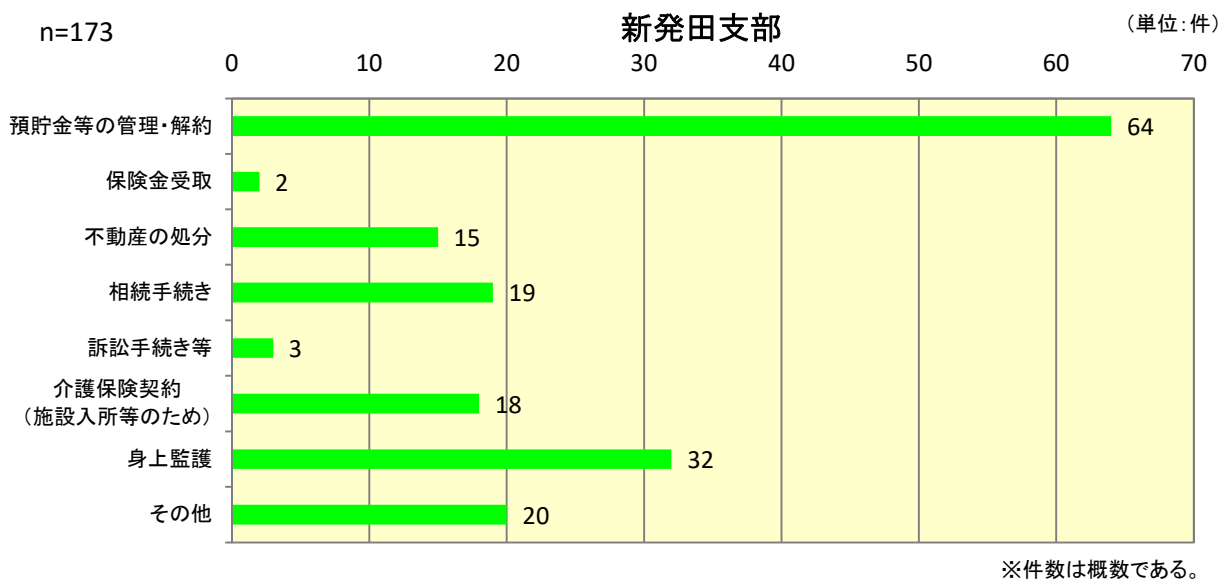
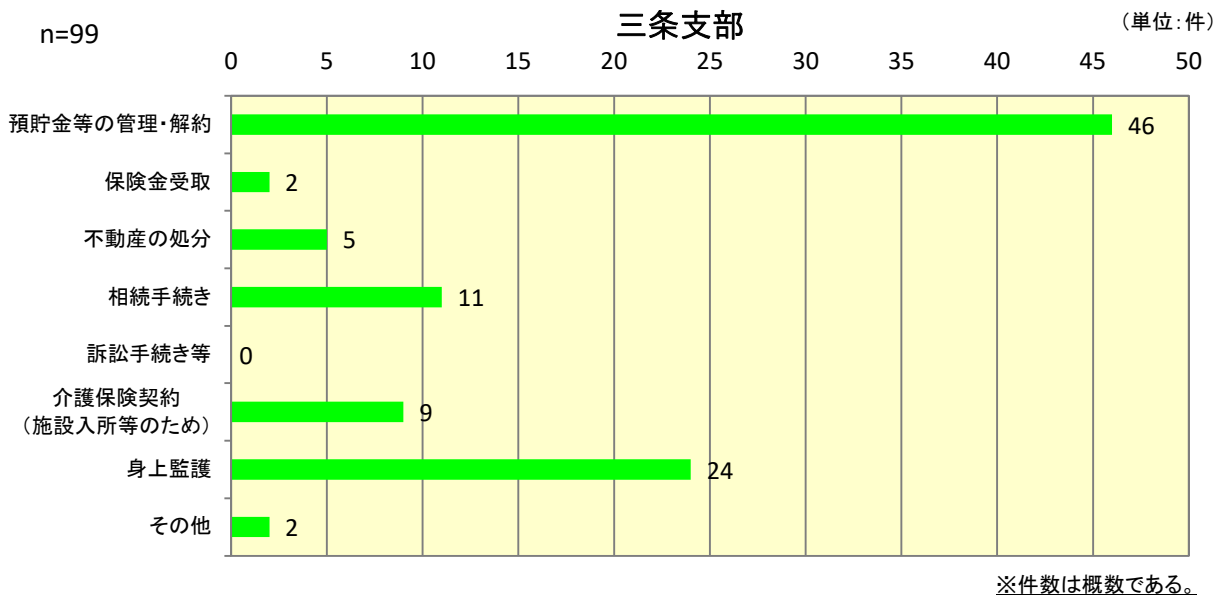
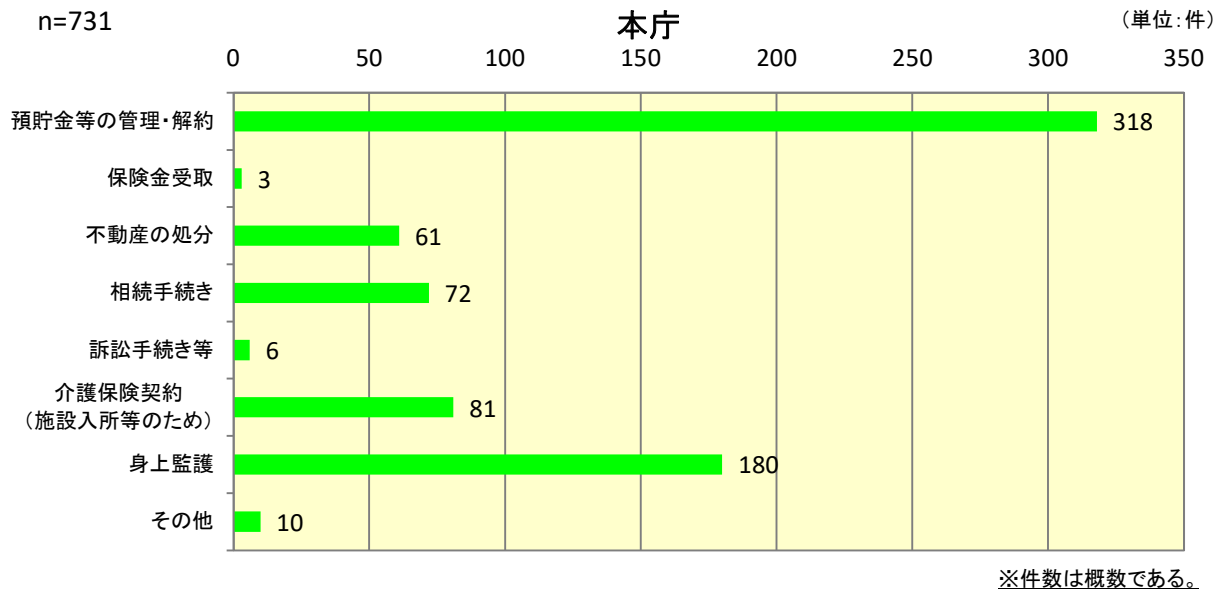


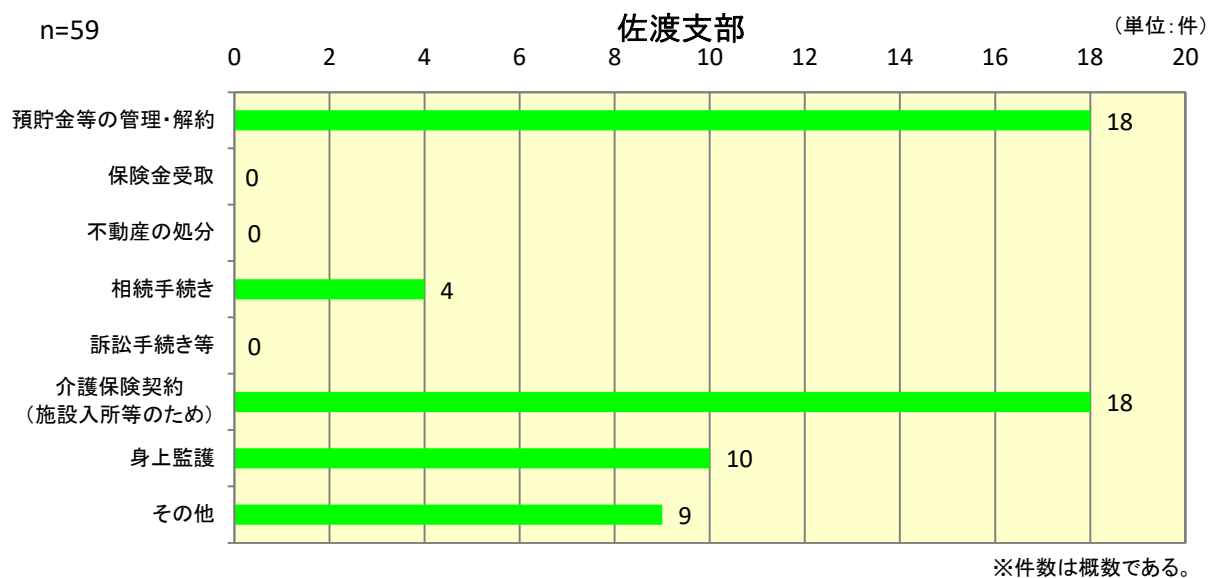
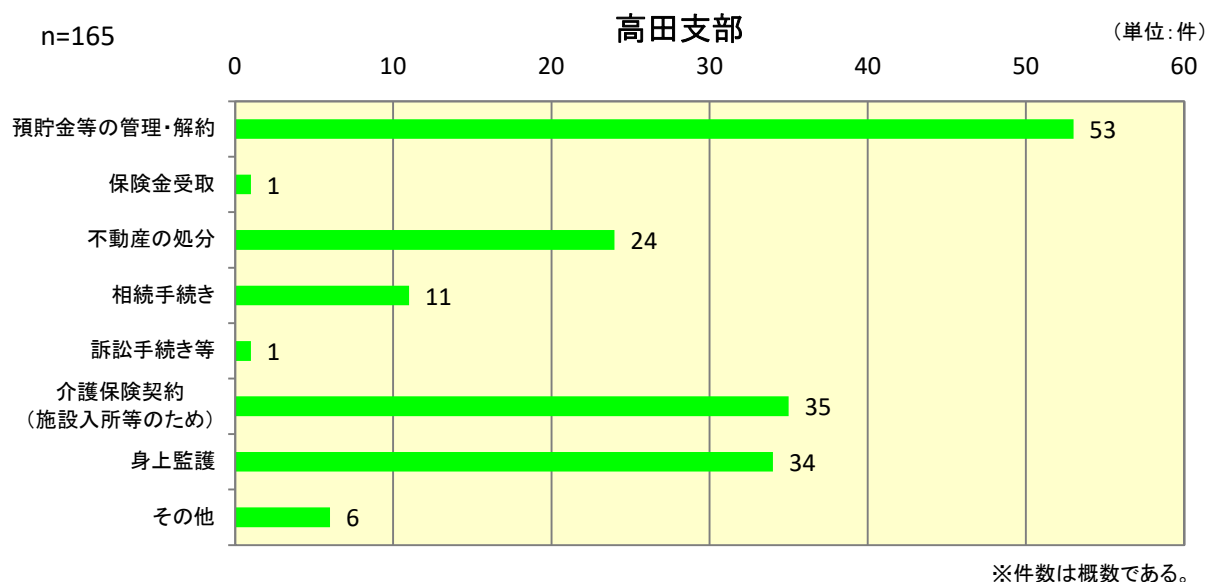
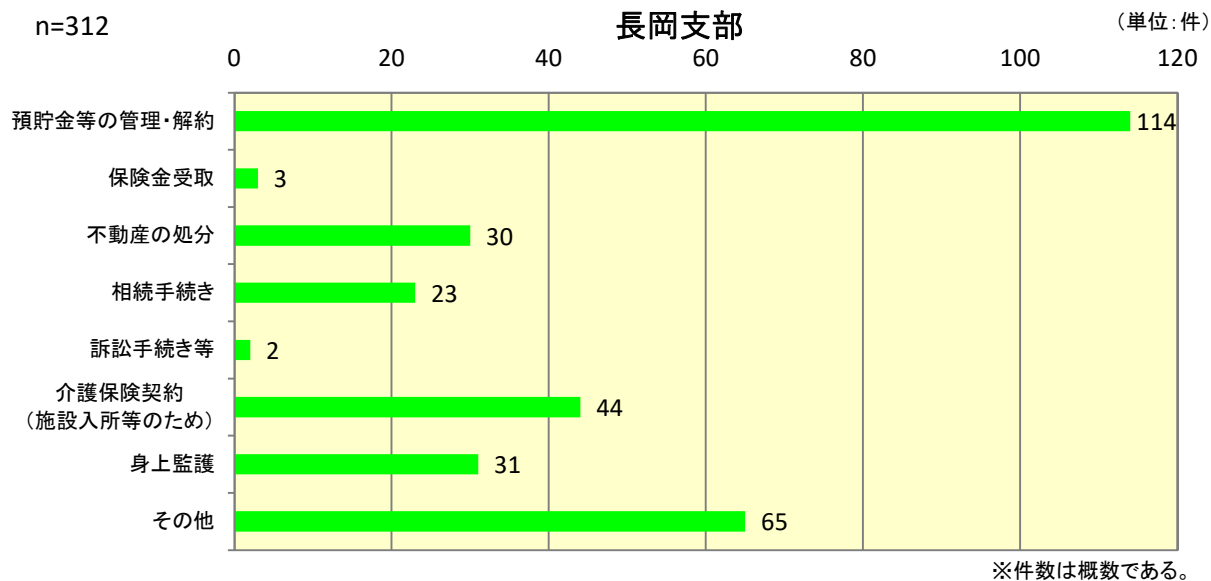
#### 5 申立ての主な動機

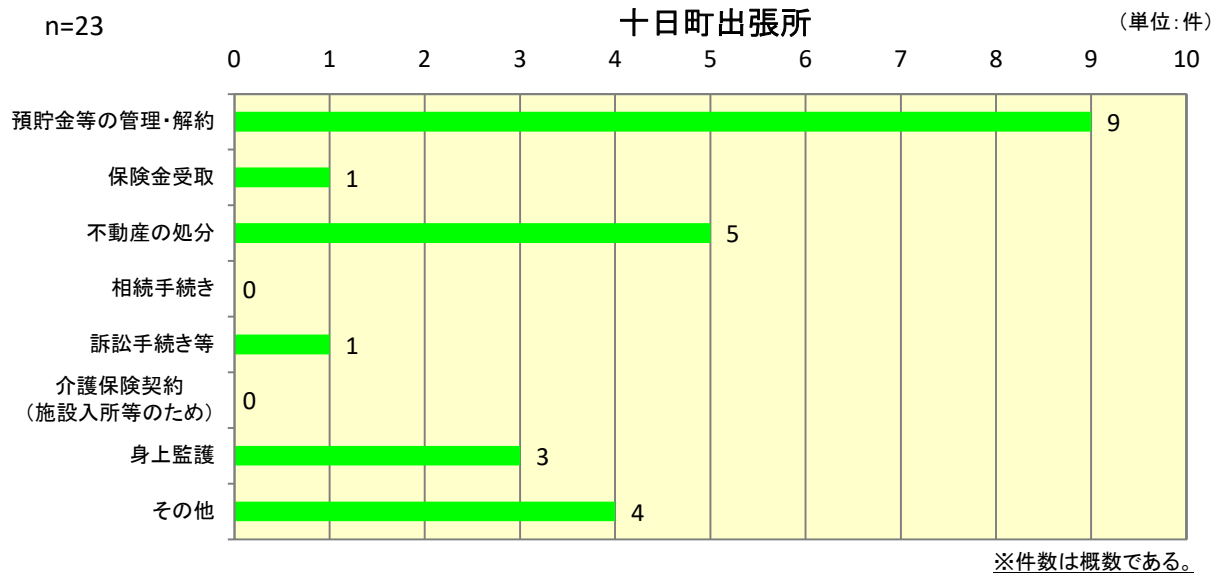
- 令和元年の成年後見関係事件の主な申立の動機としては、「預貯金等の管理・解約」が最も多く622件となっており、次いで、「身上監護」が314件となっている。



《本庁・支部・出張所別件数》

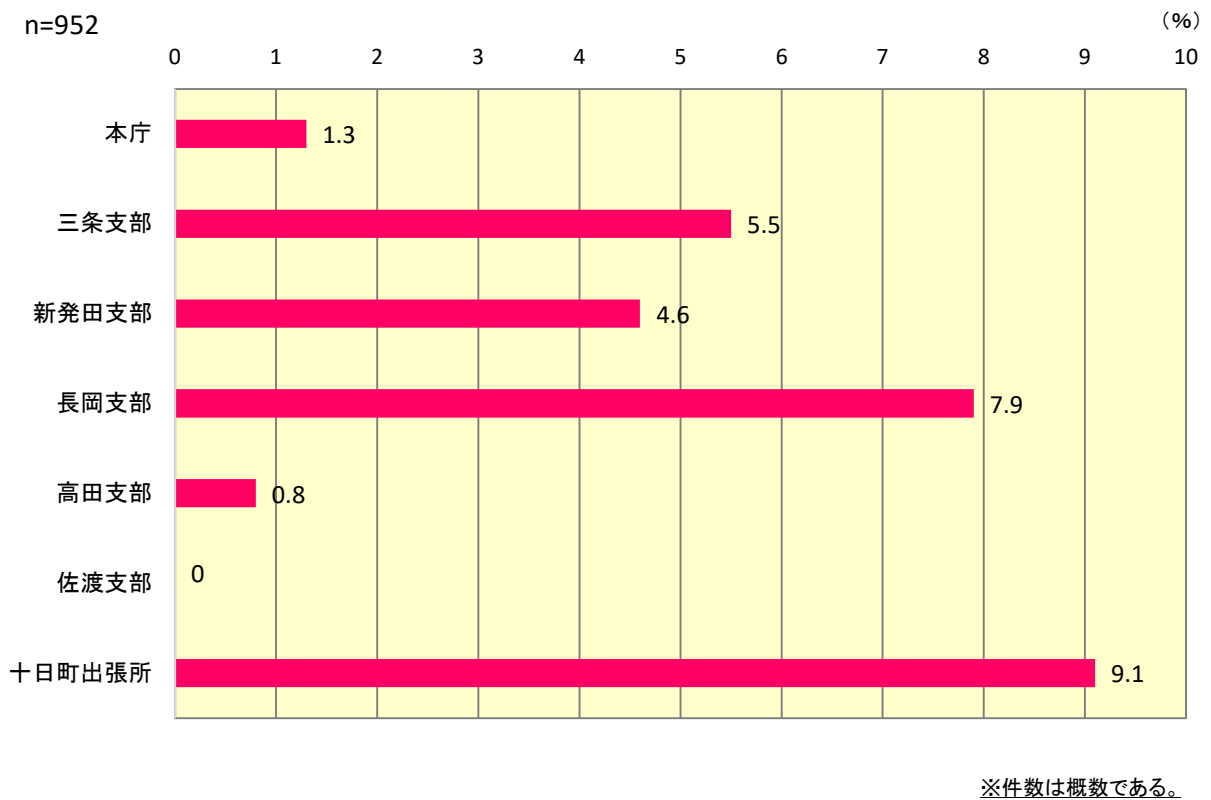






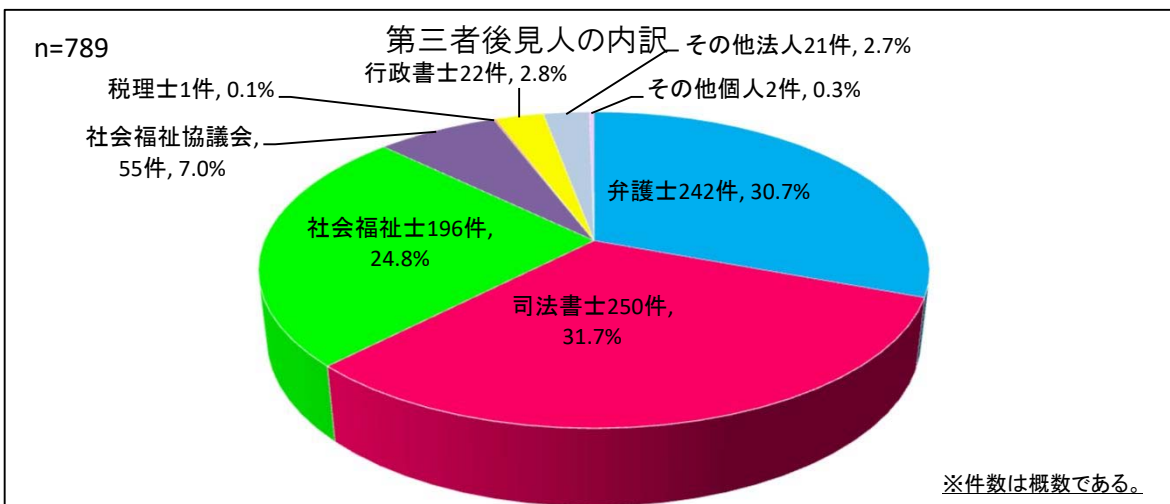
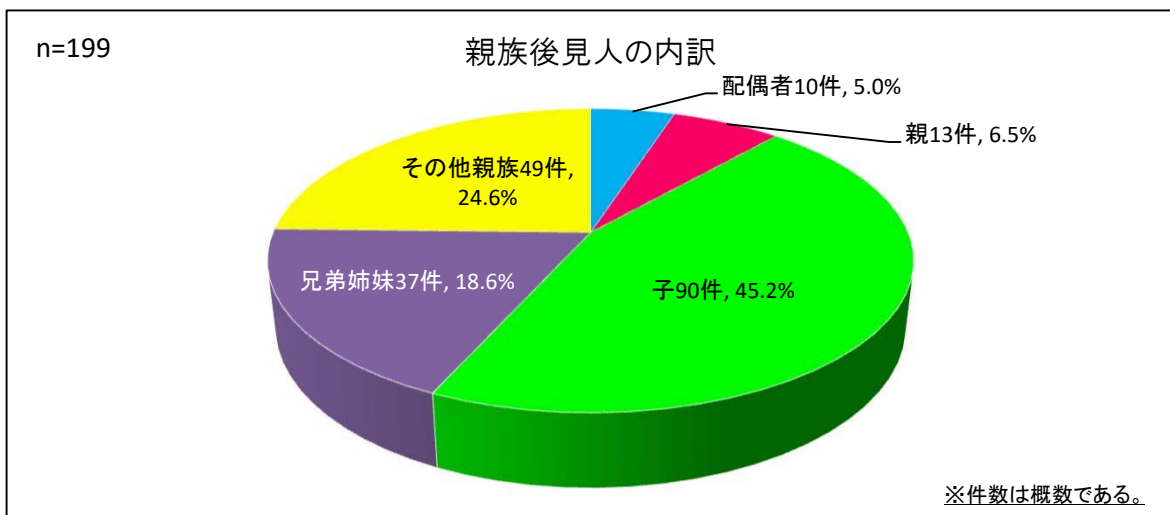
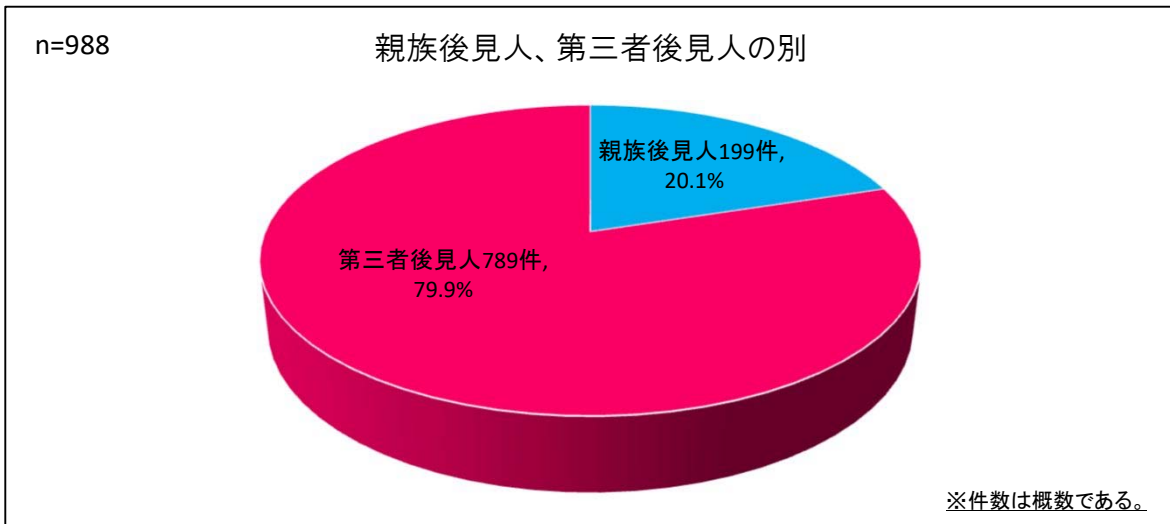
## 6 鑑定実施割合

➤ 本庁・支部・出張所別の終局事件のうち、令和元年の鑑定実施割合は、十日町出張所が9.1%で最も多く、次いで長岡支部7.9%となっている。

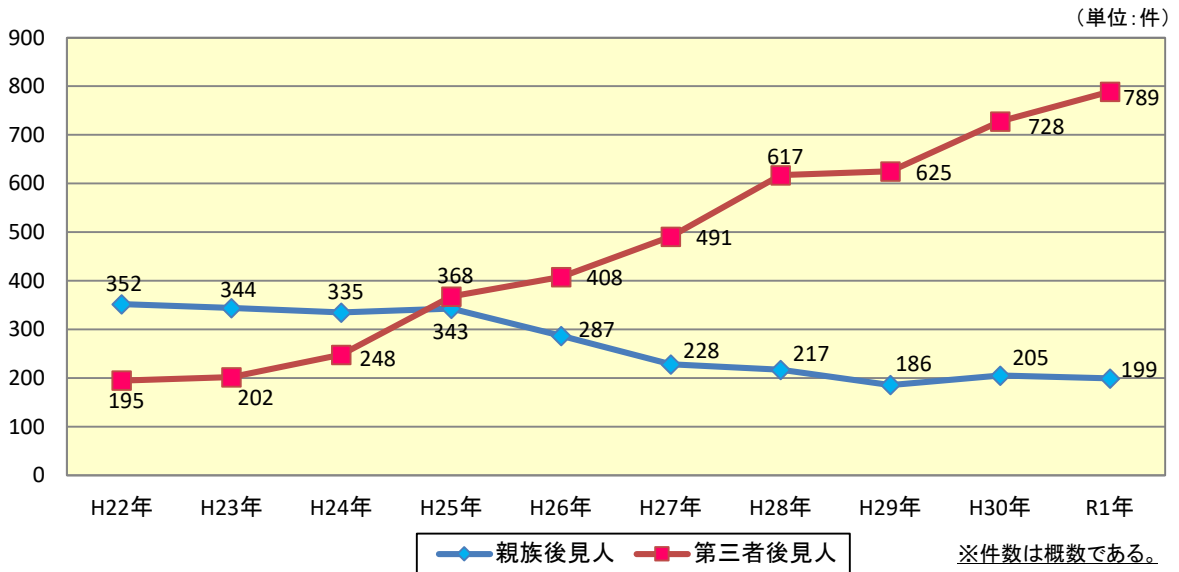


## 7 成年後見人等と本人との関係別件数の推移

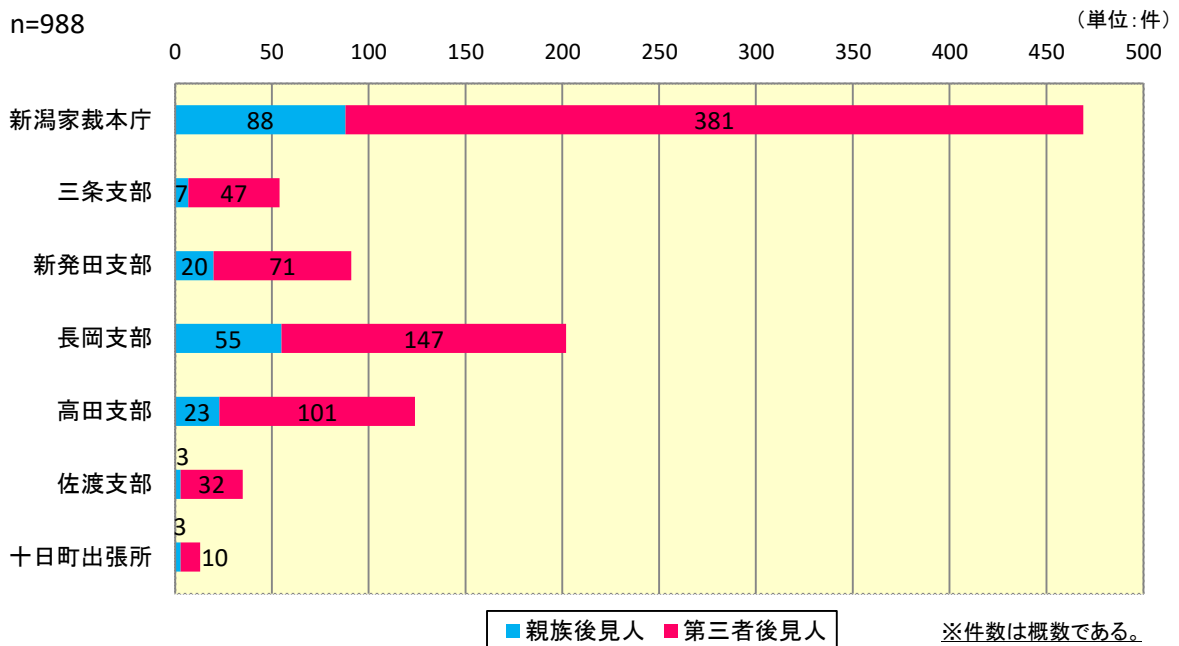
- 令和元年の成年後見人等の選任件数は988件で、そのうち、親族後見人選任件数は199件と全体の20.1%、第三者後見人選任件数は789件と全体の79.9%となっている。
- 親族後見人は子が90件で全体の45.2%、続いて兄弟姉妹が37件18.6%となっている。第三者後見人は司法書士が250件31.7%、弁護士が242件30.7%、社会福祉士が196件24.8%となっている。



- 令和元年の成年後見人等の選任件数のうち、親族後見人選任件数は199件(前年比6件減)と全体の20.1%、第三者後見人選任件数は789件(前年比61件増)と全体の79.9%となり、平成25年以降、第三者後見人選任件数が親族後見人選任件数を上回っている。
- 令和元年の成年後見人等と本人との関係別件数を本庁・支部・出張所別にみると、本庁管内【親族後見人:88件／第三者後見人:381件】、三条支部管内【親族後見人:7件／第三者後見人:47件】、新発田支部管内【親族後見人:20件／第三者後見人:71件】、長岡支部管内【親族後見人:55件／第三者後見人:147件】、高田支部管内【親族後見人:23件／第三者後見人:101件】、佐渡支部管内【親族後見人:3件／第三者後見人:32件】、十日町出張所管内【親族後見人:3件／第三者後見人:10件】と、本庁・支部・出張所の全てにおいて、第三者後見人の選任件数が親族後見人の選任数を上回った。  
(※本庁・支部・出張所ごとに親族後見人と第三者後見人の選任件数を比較して多い方に下線を引いた。)



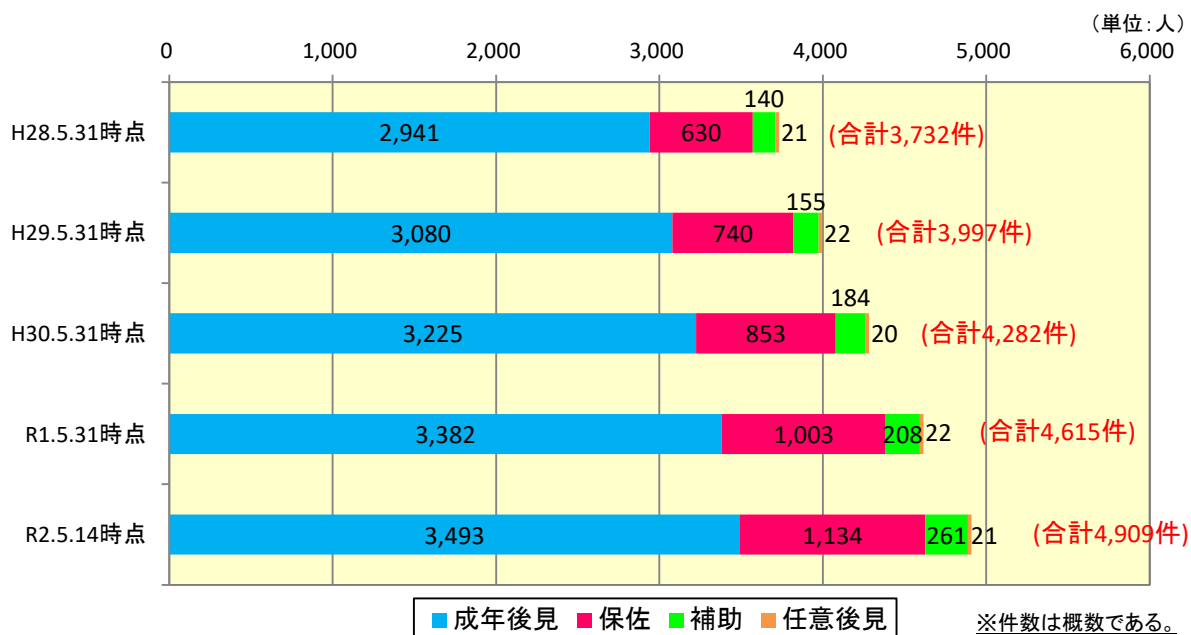
### 《本庁・支部・出張所別件数》



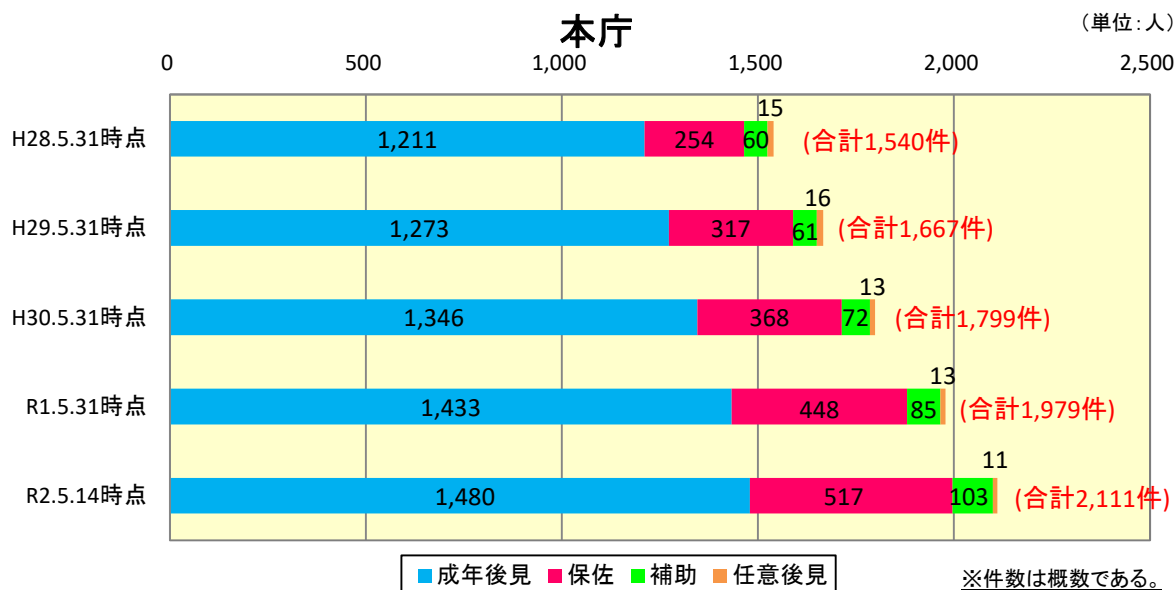


## 8 成年後見制度の利用者数の推移

- 令和2年5月14日時点における成年後見制度(成年後見・保佐・補助・任意後見)の利用者数は合計で4,909人となり、前年と比べて294人増加している。
- 「成年後見」の利用者数は3,493人で前年と比べて111人増加、「保佐」の利用者数は1,134人で前年と比べて131人増加、「補助」の利用者数は261人で前年と比べて53人増加、「任意後見」の利用者数は21人で前年と比べて1人減少となっている。
- 令和2年5月14日時点の成年後見制度の利用者数を本庁・支部・出張所別にみると、本庁管内で2,111人(前年比132人増)と一番多く、次いで長岡支部管内で1,119人(前年比42人増)、高田支部管内で625人(前年比54人増)、新発田支部管内で409人(前年比33人増)、三条支部管内で375人(前年比21人増)、佐渡支部管内で196人(前年比15人増)、十日町出張所管内で74人(前年比3人減)となっている。

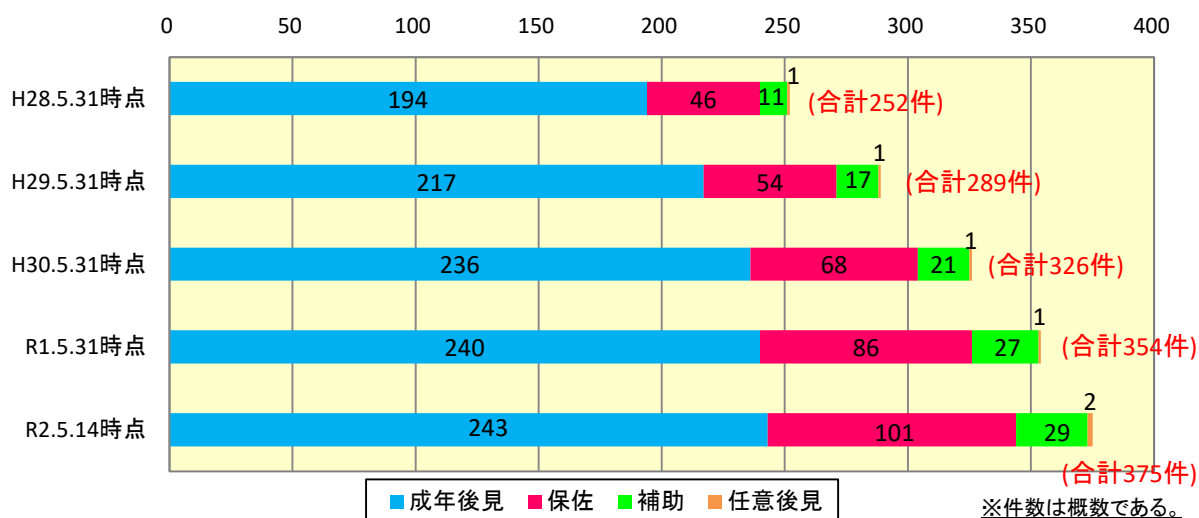


### 《本庁・支部・出張所別件数》



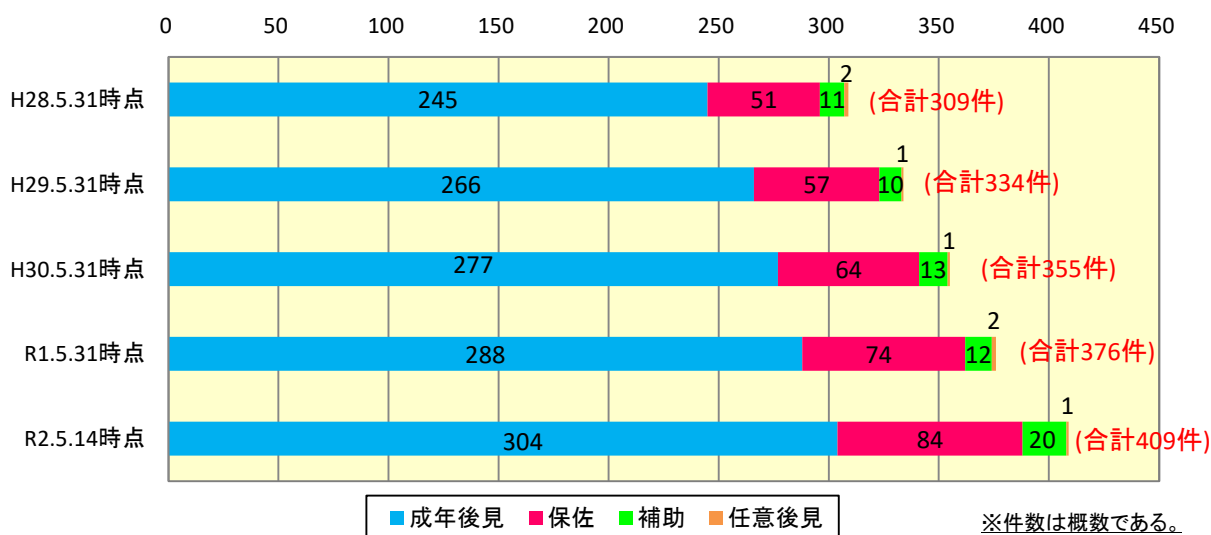
### 三条支部

(単位:人)



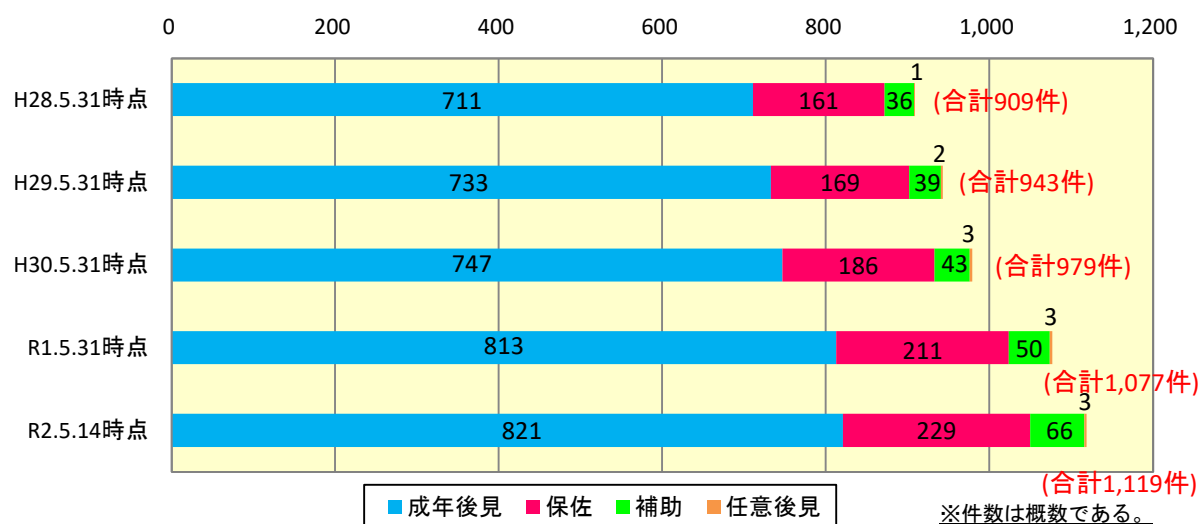
### 新発田支部

(単位:人)



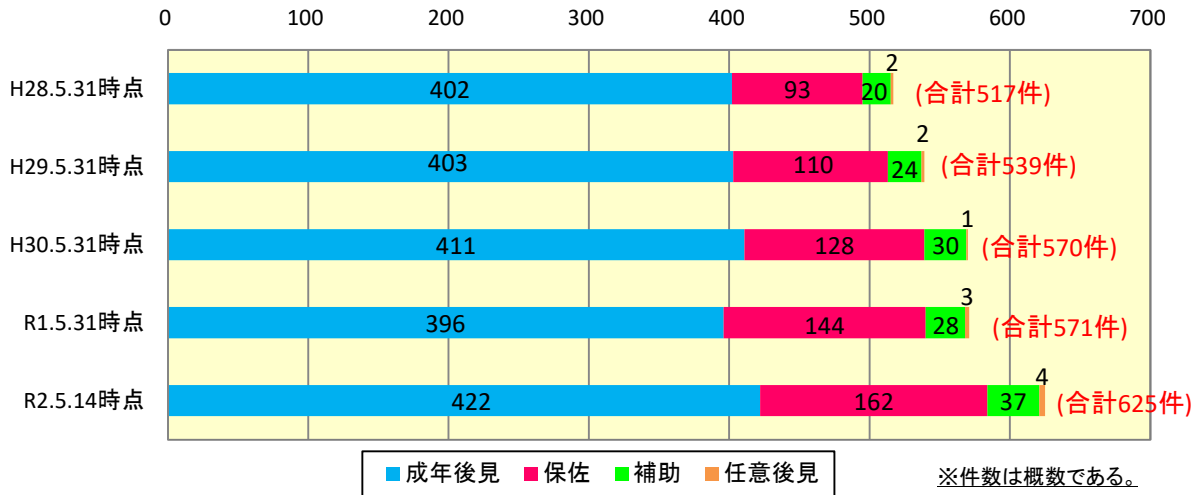
### 長岡支部

(単位:人)



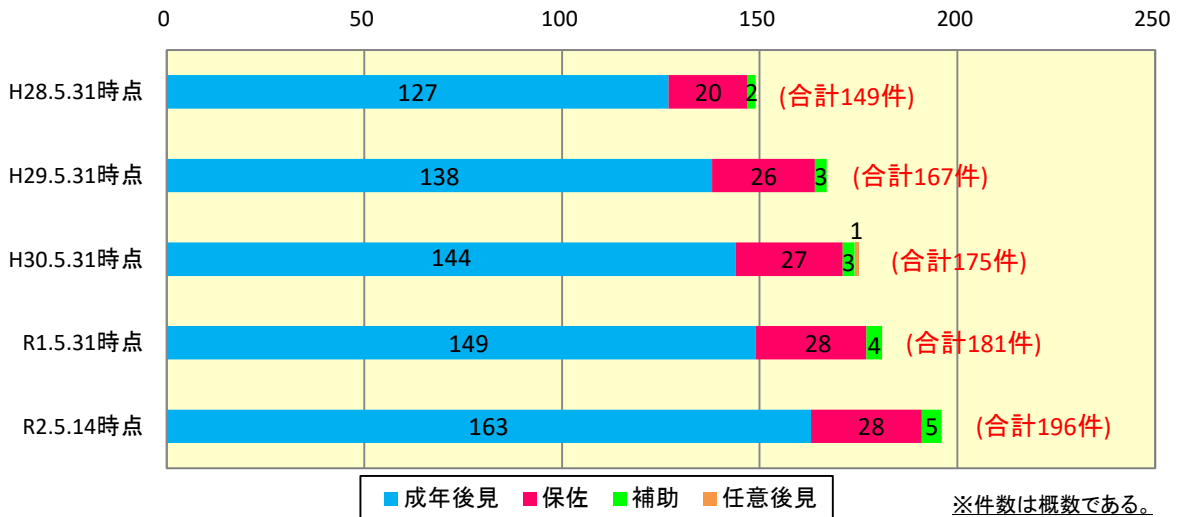
## 高田支部

(単位:人)



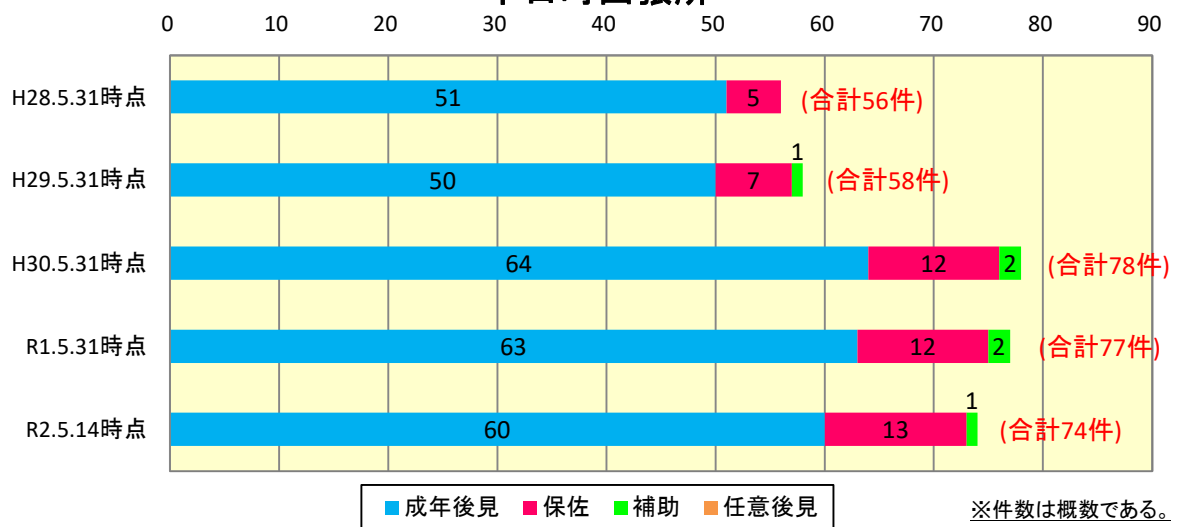
## 佐渡支部

(単位:人)



## 十日町出張所

(単位:人)



## 令和2年度成年後見制度利用支援事業等に関する実態把握調査の結果

### 【調査の概要】

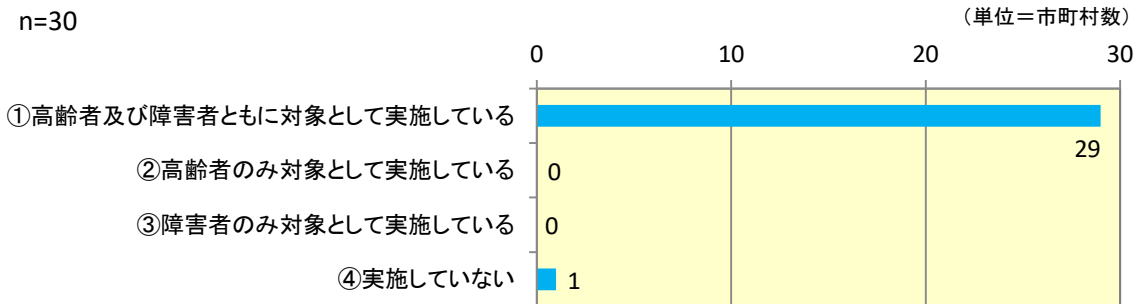
目的	新潟県内における成年後見制度利用支援事業等の実施状況の把握
対象	新潟県内の市町村行政(30市町村)
調査時期	令和2年5月1日から5月29日
調査時点	令和2年5月1日
調査方法	メールによる依頼及び回収
発送数	30
回収数	30

# 1 成年後見制度利用支援事業について

## (1) 成年後見制度申立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)の助成について

問1 成年後見制度の申立てに要する経費の助成を実施していますか。該当する項目にチェックを入れてください。

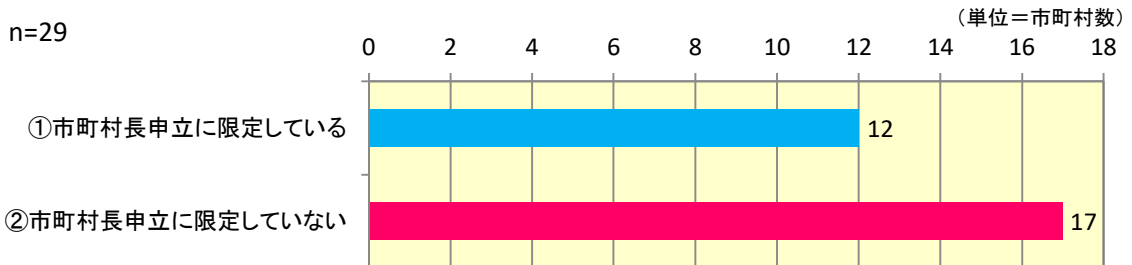
➤ 県内29ヵ所において、高齢者及び障害者ともに対象として実施している。



◀ 問1で、①・②・③のいずれかに回答した市町村へお聞きます ▶

問2 助成対象者の申立要件について、該当する項目にチェックを入れてください。

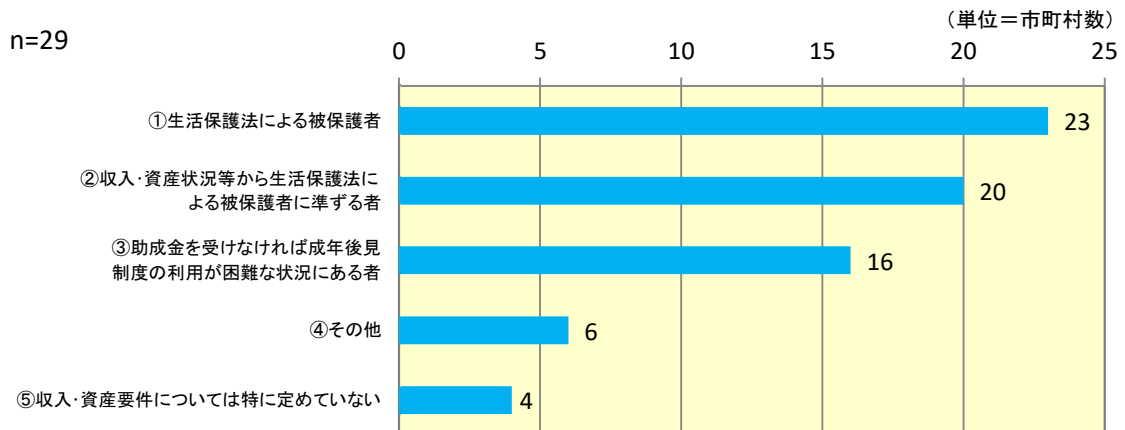
➤ 12ヵ所が市町村長申立に限定している一方で、17ヵ所が市町村長申立に限定していない。



◀ 問1で、①・②・③のいずれかに回答した市町村へお聞きます ▶

問3 助成対象者の収入・資産要件について、該当する項目全てにチェックを入れてください。(複数回答)

➤ 23ヵ所が「生活保護法による被保護者」を対象、20ヵ所が「収入・資産状況等から生活保護法による被保護者に準ずる者」を対象、16ヵ所が「助成金を受けなければ成年後見制度の利用が困難な状況にある者」を対象、4ヵ所が「収入・資産要件については特に定めていない」と回答。



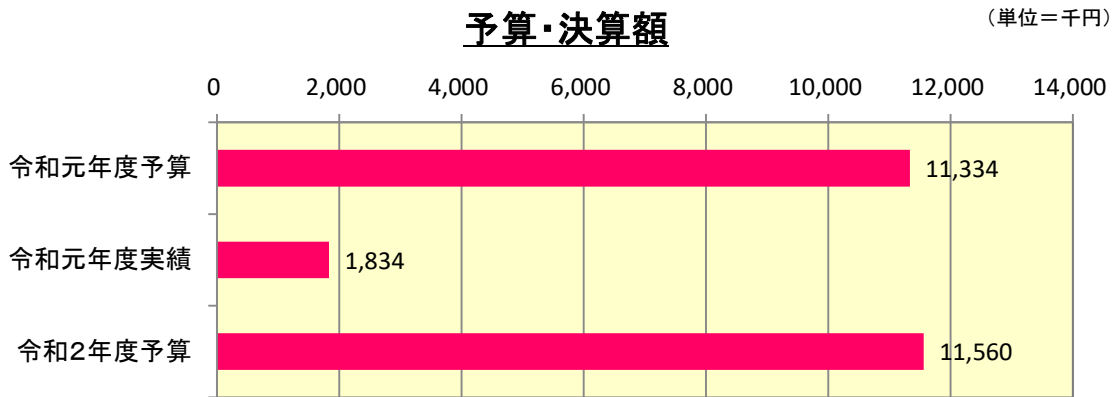
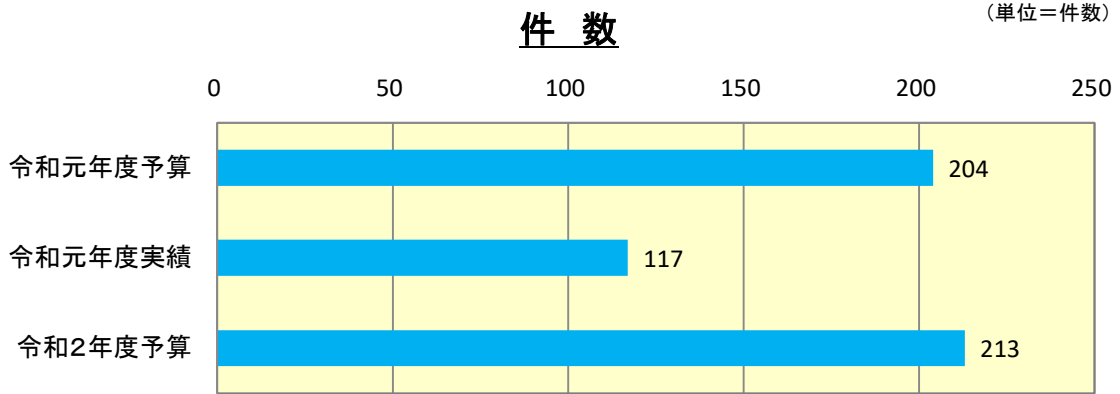
### 【「④その他」の内容】

- ・要介護認定者
- ・対象者または関係人が負担すべき特別な事情が認められない者。
- ・非課税世帯、世帯の預貯金総額100万円未満、負担能力のある親族に扶養されていないこと、現金化できる資産がないこと。
- ・世帯の預貯金額の総額が100万円以下、ほか条件あり。要綱により定める。
- ・配偶者若しくは4親等以内の親族がいない者又はこれらの者の申立の見込みがない者。
- ・世帯全員が住民税非課税世帯で預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。

《問1で、①・②・③のいずれかに回答した市町村へお聞きします》

問4 令和元年度及び2年度の予算額と令和元年度の実績をご記入ください。(高齢及び障害福祉担当課両課の合算でお答えください。)

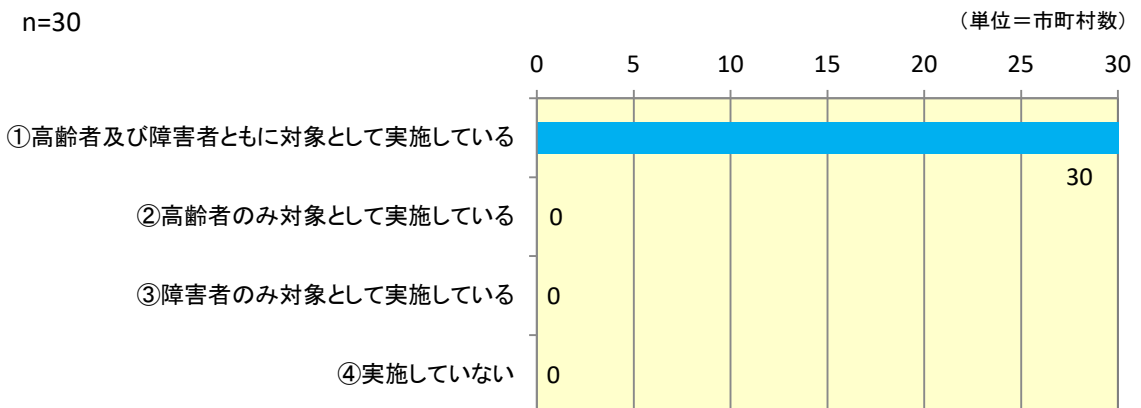
- 県内全体として令和元年度は204件(11,334千円)予算計上し、117件(1,834千円)執行している。
- 令和2年度は213件(11,560千円)予算計上している。



(2) 後見人等への報酬の助成について

問5 成年後見人等への報酬助成を実施していますか。該当する項目にチェックを入れてください。

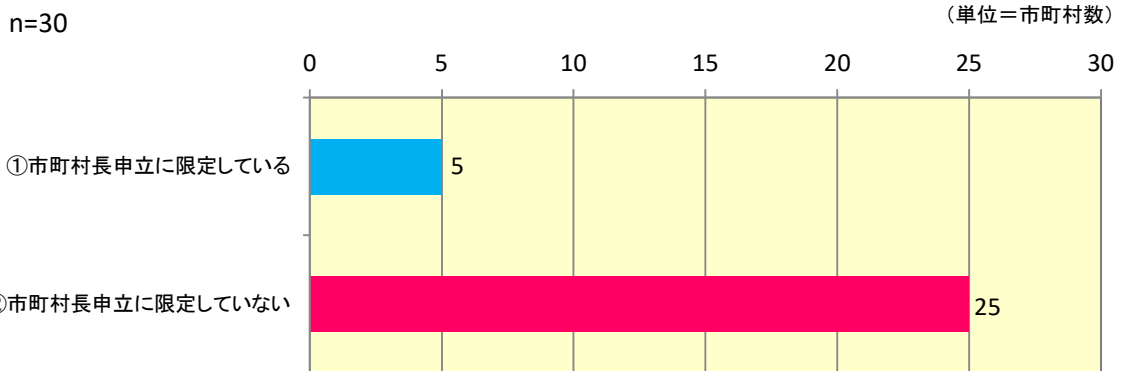
- 県内全ての市町村において、高齢者及び障害者ともに対象として実施している。



《問5で、①・②・③のいずれかに回答した市町村へお聞きします》

問6 助成対象者の申立要件について、該当する項目にチェック☑を入れてください。

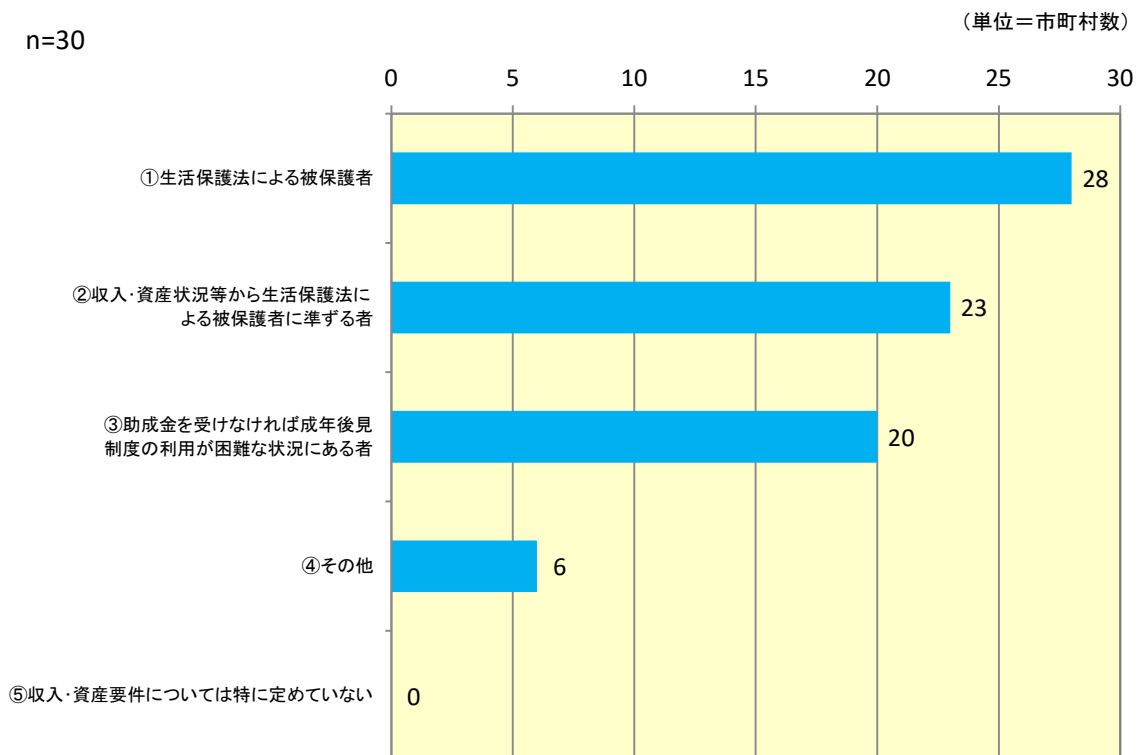
➤ 5ヵ所が市町村長申立に限定している一方で、25ヵ所は市町村長申立に限定していない。



《問5で、①・②・③のいずれかに回答した市町村へお聞きします》

問7 助成対象者の収入・資産要件について、該当する項目全てにチェック☑を入れてください。(複数回答)

➤ 28ヵ所が「生活保護法による被保護者」を対象、23ヵ所が「収入・資産状況等から生活保護法による被保護者に準ずる者」を対象、20ヵ所が「助成金を受けなければ成年後見制度の利用が困難な状況にある者」を対象と回答。



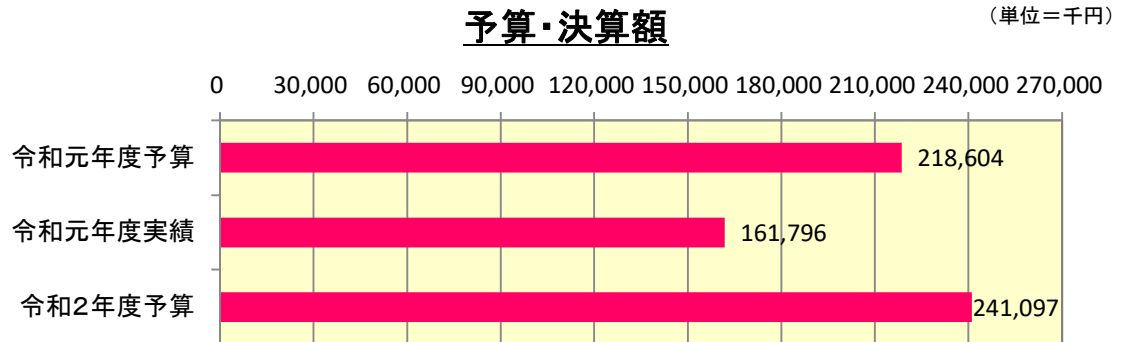
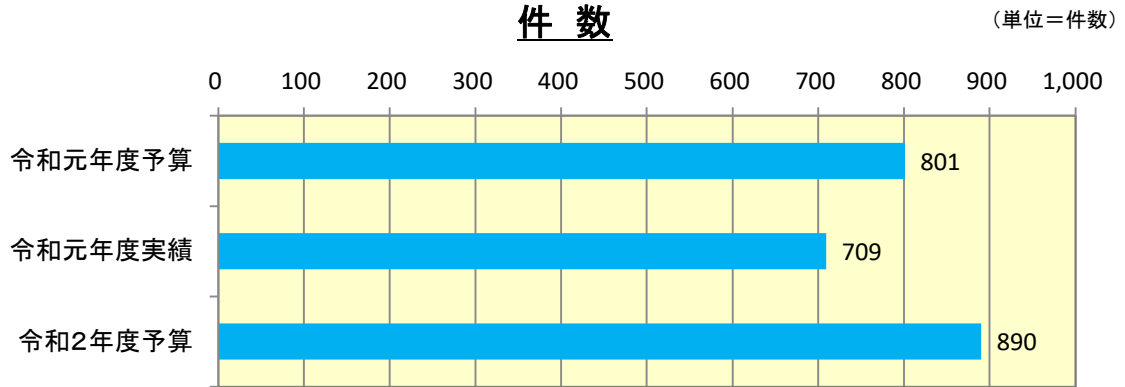
【「④その他」の内容】

- ・住民税非課税世帯で対象者の現金・預貯金の合計額から家庭裁判所が決定した報酬付与額を差し引いて50万円以下
- ・非課税世帯、世帯の預貯金総額100万円未満、負担能力のある親族に扶養されていないこと、現金化できる資産がないこと
- ・世帯の預貯金額の総額が100万円以下、ほか条件あり。要綱により定める。
- ・預貯金及び現金から報酬額を控除した額が100万円未満である者。
- ・配偶者若しくは4親等以内の親族がいない者又はこれらの者の申立の見込みがない者。
- ・世帯全員が住民税非課税世帯で預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。

《問5で、①・②・③のいずれかに回答した市町村へお聞きます》

問8 令和元年度及び2年度の予算額と令和元年度の実績をご記入ください。(高齢及び障害福祉担当課両課の合算でお答えください。)

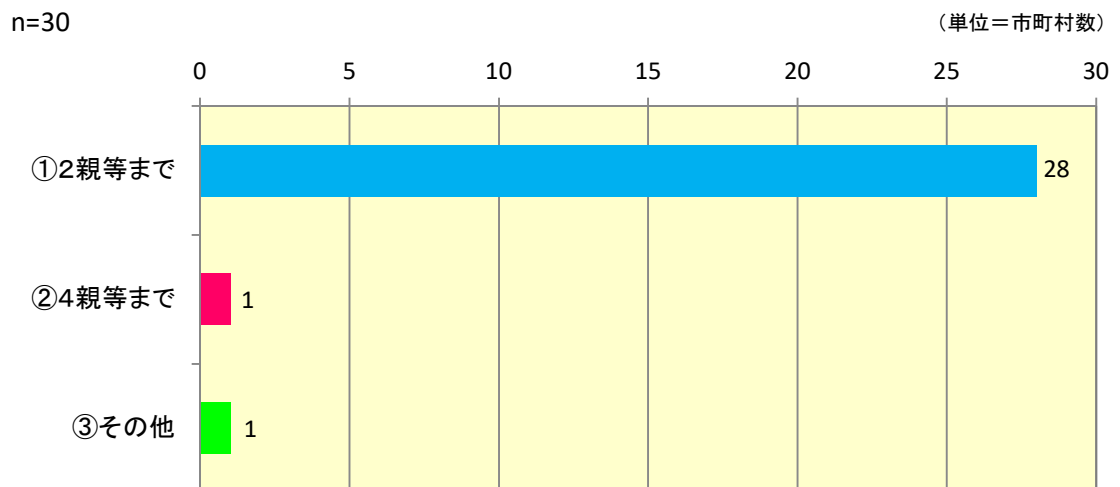
- 県内全体として令和元年度は801件(218,604千円)予算計上し、709件(161,796千円)執行している。
- 令和2年度は890件(241,097千円)予算計上している。



## 2 市町村長申立について

問9 市町村長申立にあたり、親族調査の範囲について該当する項目にチェック☑を入れてください。

- 28カ所が親族調査の範囲を「2親等まで」と回答、1カ所が「4親等まで」と回答、1カ所が「その他」と回答。



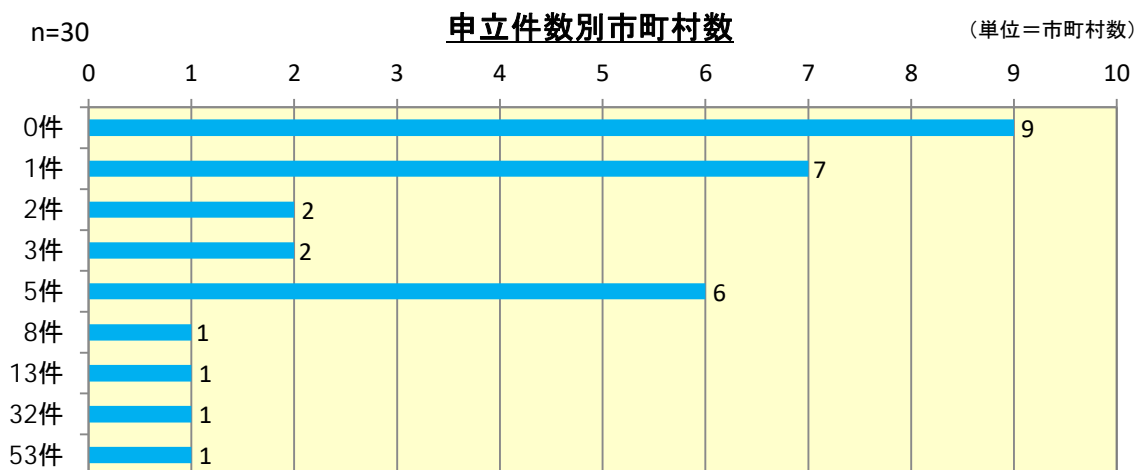
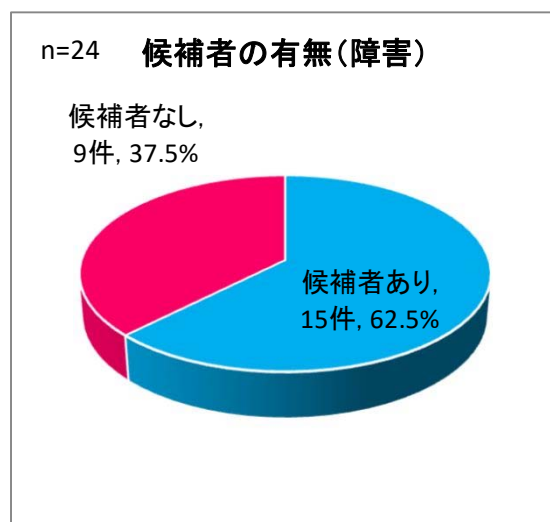
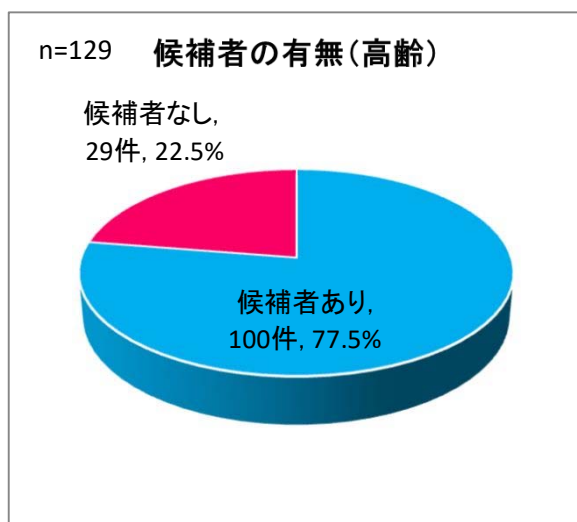
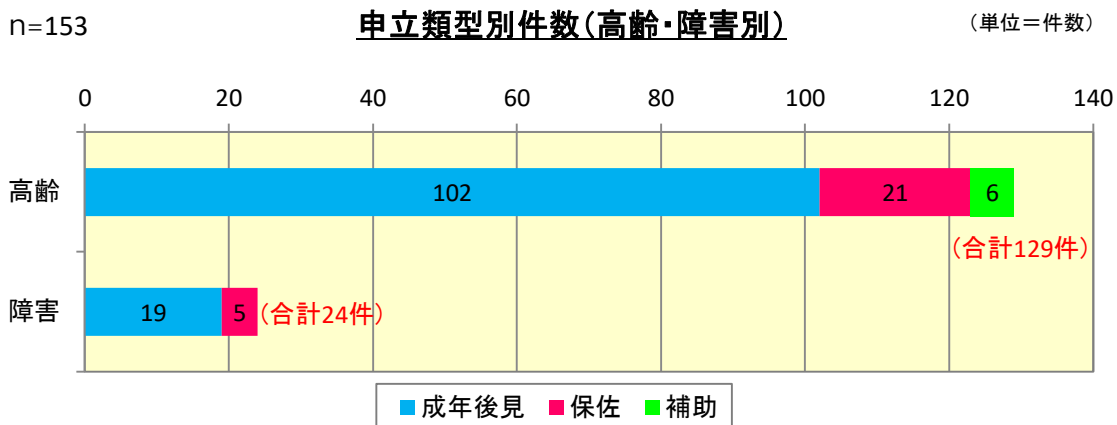
【「③その他」の内容】

・2親等までであるが、状況により4親等まで。



問10 令和元年度の市町村長申立件数(申立類型別)をご記入ください(括弧内は申立書類に候補者を記載した件数)。

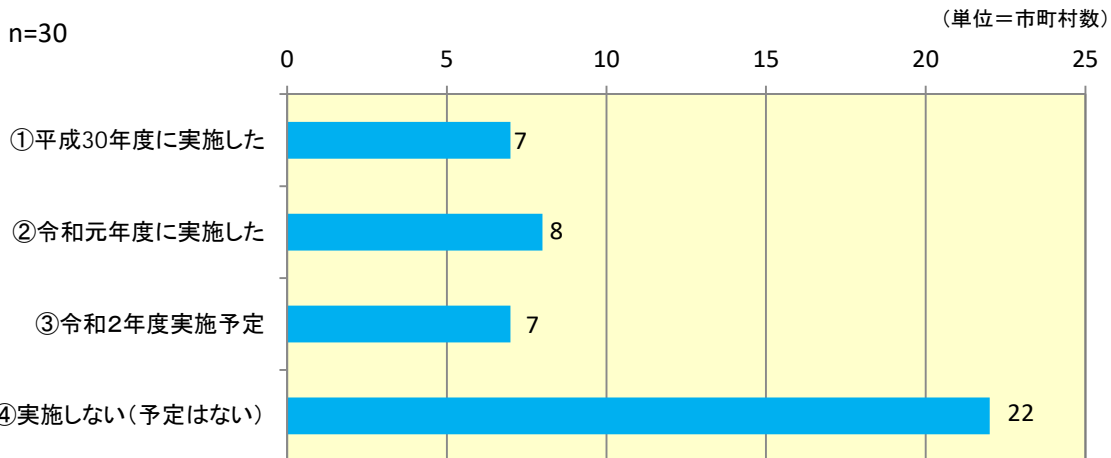
- 令和元年度の市町村長申立件数は県内合計153件となっている。うち、高齢福祉担当課で129件、障害福祉担当課で24件となっている。
- 高齢福祉担当課のうち100件(77.5%)、障害福祉担当課のうち15件(62.5%)で、申立書類に候補者を記載している。
- 申立類型別では、「後見」が121件、「保佐」が26件、「補助」が6件となっている。
- 申立件数別市町村数は、「0件」が9カ所、「1件」が7カ所、「5件」が6カ所、「2件」「3件」が2カ所ずつ、「8件」「13件」「32件」「53件」が1カ所ずつとなっている。



### 3 市民後見人について

問11 市民後見推進に関する事業を実施していますか。該当する項目にチェック☑を入れてください。(複数回答)

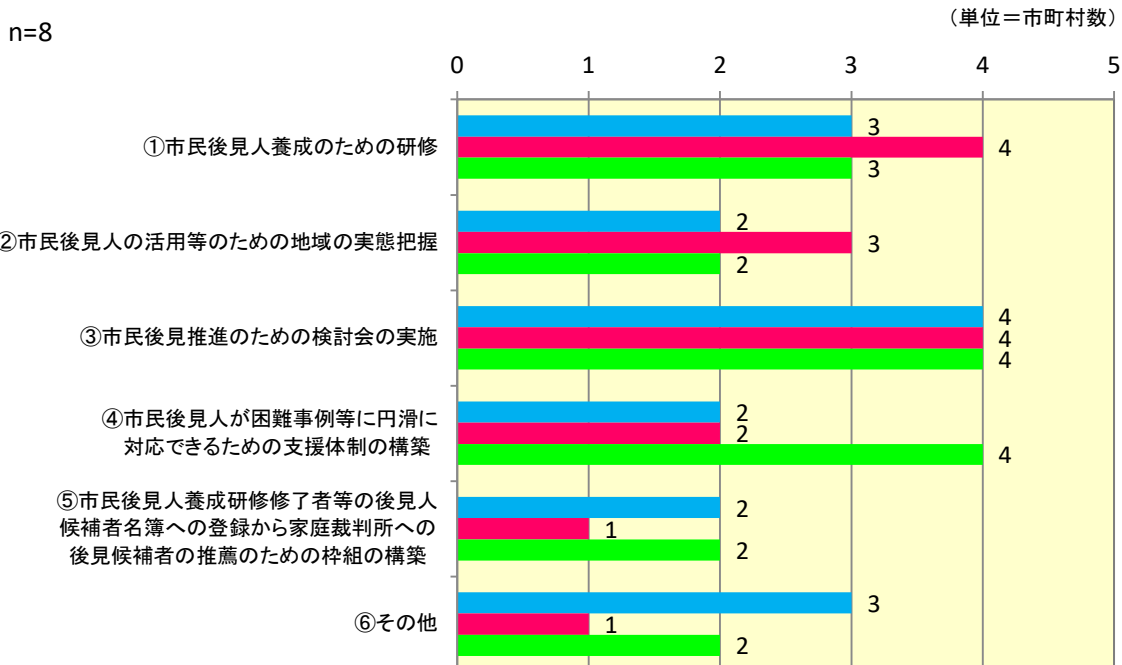
- 「平成30年度実施」が7カ所、「令和元年度実施」が8カ所、「令和2年度実施予定」が7カ所となっている。



《問11で、①・②・③のいずれかに回答した市町村にお聞きします》

問12 具体的な取組内容について、該当する項目全てに○を付してください。(複数回答)

- 平成30年度における取組内容として、「市民後見推進のための検討会の実施」が4カ所で最も多い。
- 令和元年度における取組内容として、「市民後見人養成のための研修」「市民後見推進のための検討会の実施」が4カ所で最も多い。
- 令和2年度取組予定の内容として、「市民後見推進のための検討会の実施」「市民後見人が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築」が4カ所で最も多い。



【「⑥その他」の内容】

- ・シンポジウム(H30)、住民及び関係者向け小規模研修会・相談会(R2)
- ・制度、必要性の普及、啓発
- ・成年後見制度と市民後見人の普及啓発

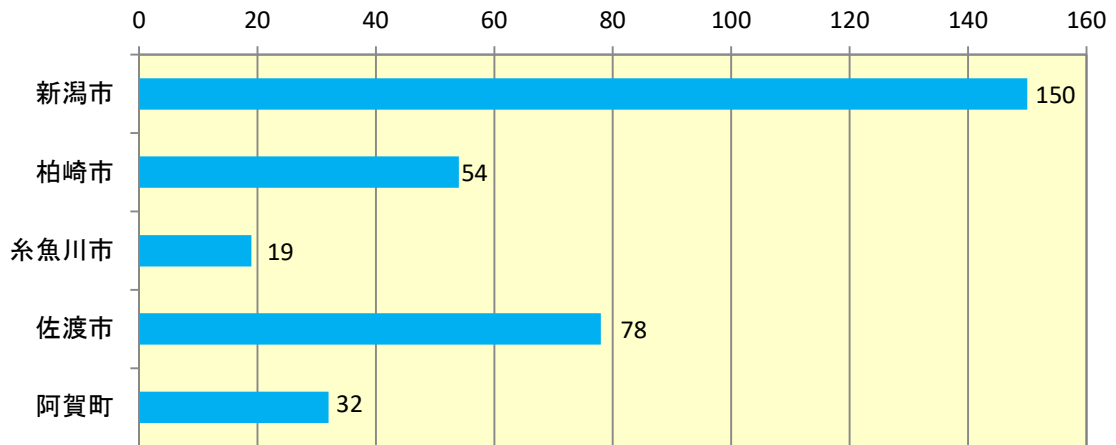
■ H30年度  
■ R1年度  
■ R2年度(予定)

《これまでに市民後見人養成研修を開催したことのある市町村にお聞きします》

問13 これまでに市民後見人養成研修を修了した方は何人いますか。

- これまでに市民後見人養成研修を開催したことのある市町村は5カ所。その中で市民後見人養成研修を修了した方は5カ所で合計333人。

(単位=人数)



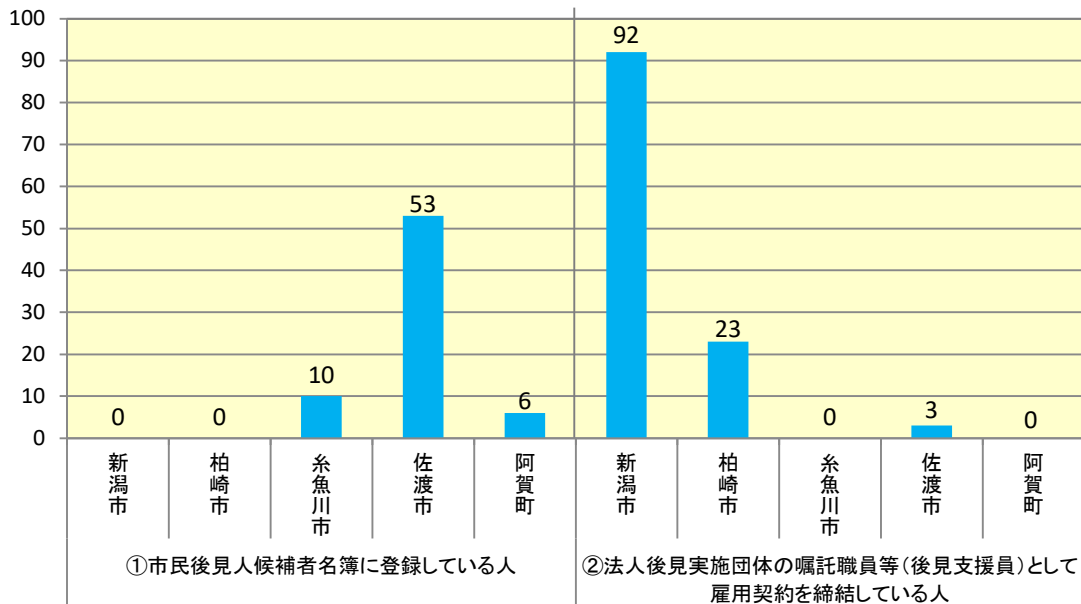
《問13に回答した市町村にお聞きします》

問14 上記問13で回答した人数のうち、既に活動できる状態にある人は何人いますか。下記の項目ごとに人数をご記入ください。

- 「市民後見人候補者名簿に登録している人」は3カ所で69人、「法人後見実施団体の嘱託職員等(後見支援員)として雇用契約を締結している人」は3カ所で合計118人となっている。

n=333

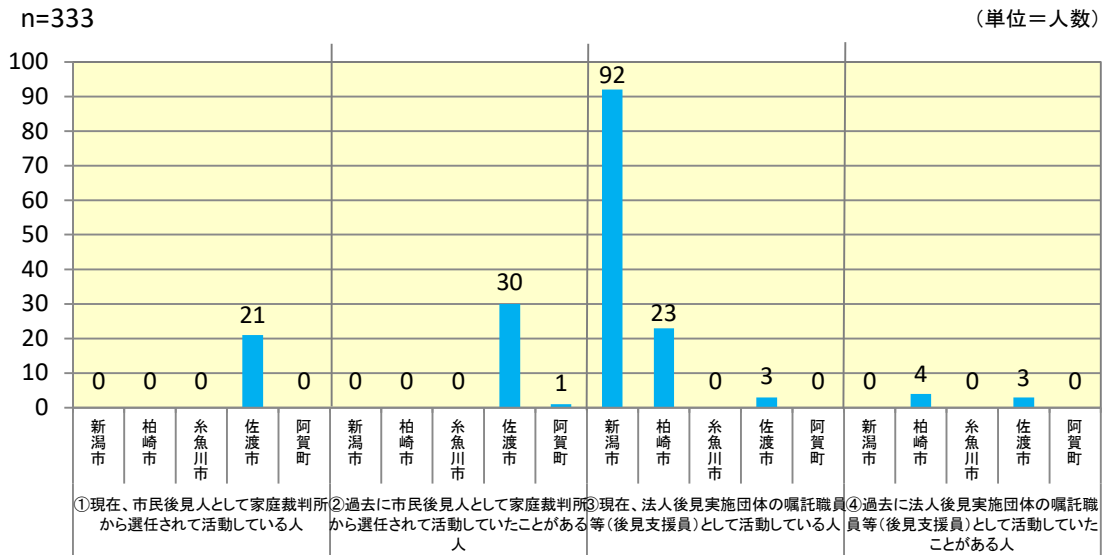
(単位=人数)



《問14に回答した市町村にお聞きます》

問15 上記14で回答した人数のうち、現に活動している方、及び過去に活動していた方は何人いますか。下記の項目ごとに人数をご記入ください。

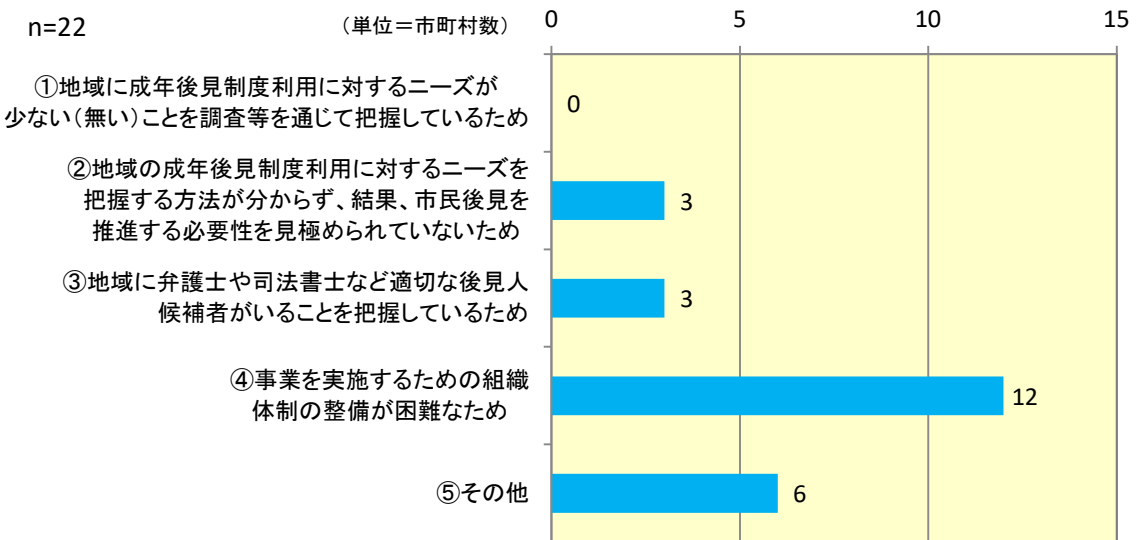
➤ 「現在、市民後見人として家庭裁判所から選任されて活動している人」は1カ所で21人、「現在、法人後見実施団体の嘱託職員等（法人後見支援員）として活動している人」は3カ所で合計118人となっている。



《問11で、④に回答した市町村にお聞きます》

問16 市民後見推進に関する事業を実施していない理由は何ですか。最も大きな理由1つにチェックを入れてください。

➤ 「事業を実施するための組織体制の整備が困難なため」が12カ所と一番多く、次いで「地域の成年後見制度利用に対するニーズを把握する方法が分からず、結果、市民後見を推進する必要性を見極められていないため」「地域に弁護士や司法書士など適切な後見人候補者がいることを把握しているため」が3カ所となっている。



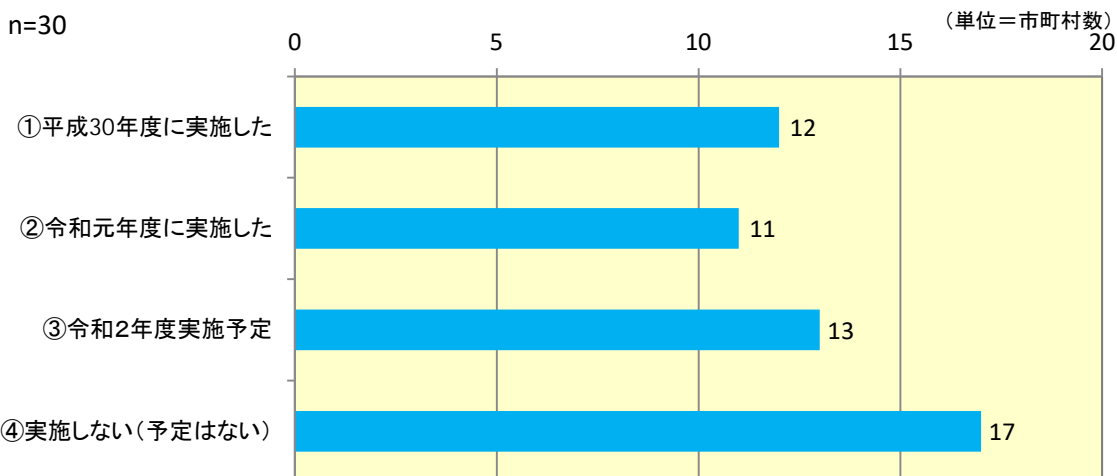
【「⑤その他」の内容】

- ・市民後見推進の必要性は感じているが、一般市民が後見人として活動することは、ハードルが高いと考える。まずは日常生活自立支援事業生活支援員又は法人後見支援員を育成し、将来的に市民後見人へとつなげていく予定。
- ・今後、地域の実情を把握したうえで、方向性を定める見込みのため。
- ・現在、検討中のため。
- ・市民後見人養成後のバックアップ体制及び監督等の支援体制の未整備。
- ・社会福祉協議会が後見受任を開始し、令和2年度実施予定な案件があるため、今後のニーズを見極めたい。
- ・単独で行うことが困難。

#### 4 法人後見について

問17 地域生活支援事業「成年後見制度法人後見支援事業」の実施状況について、該当する項目にチェック☑を入れてください。(複数回答)

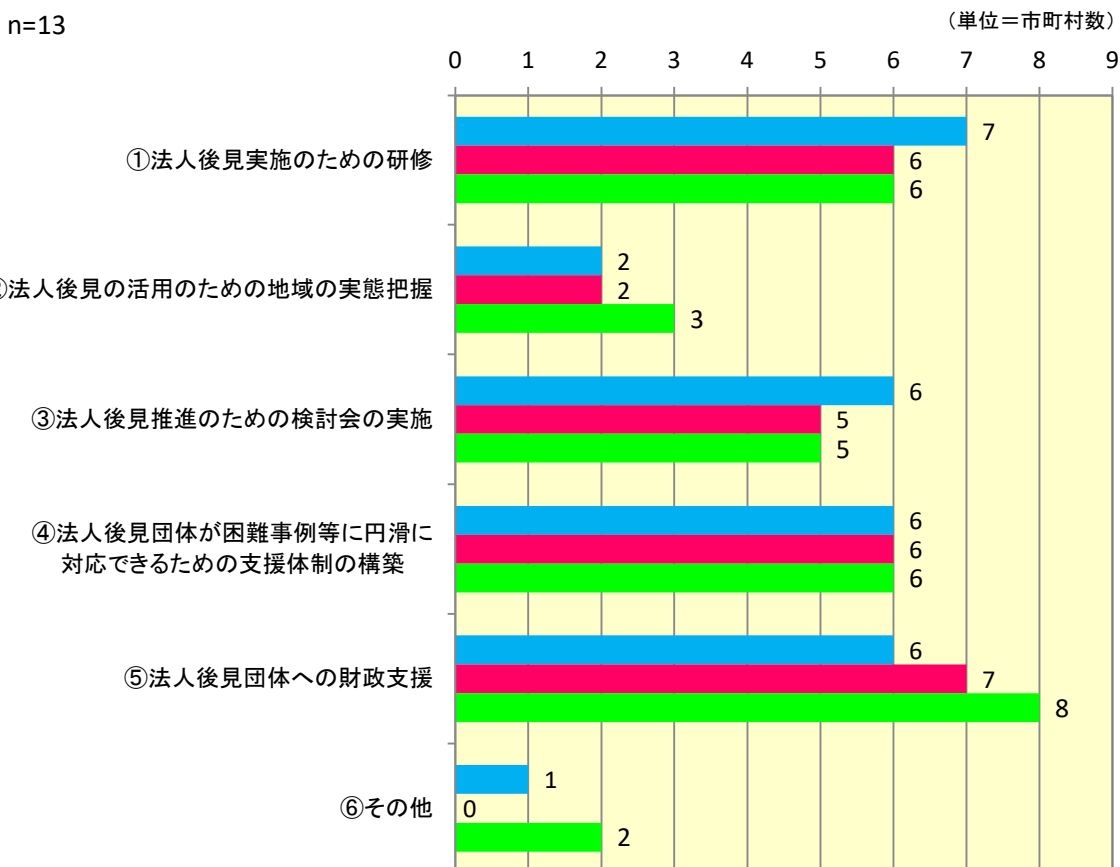
- 「平成30年度に実施」が12カ所、「令和元年度に実施」が11カ所、「令和2年度に実施予定」が13カ所、「実施しない(予定はない)」が17カ所となっている。



《問17で、①・②・③のいずれかに回答した市町村にお聞きします》

問18 具体的な取組内容について、該当する項目全てに○を付してください。(複数回答)

- 平成30年度における取組内容として、「法人後見実施のための研修」が7カ所で最も多い。
- 令和元年度における取組内容として、「法人後見団体への財政支援」が7カ所で最も多い。
- 令和2年度取組予定の内容として「法人後見団体への財政支援」が8カ所と最も多い。



【「⑥その他」の内容】

- ・法人後見支援員の育成
- ・成年後見制度講座(講演会)、個別相談会を開催し住民向けの啓発事業を実施

■ H30年度  
■ R1年度  
■ R2年度(予定)

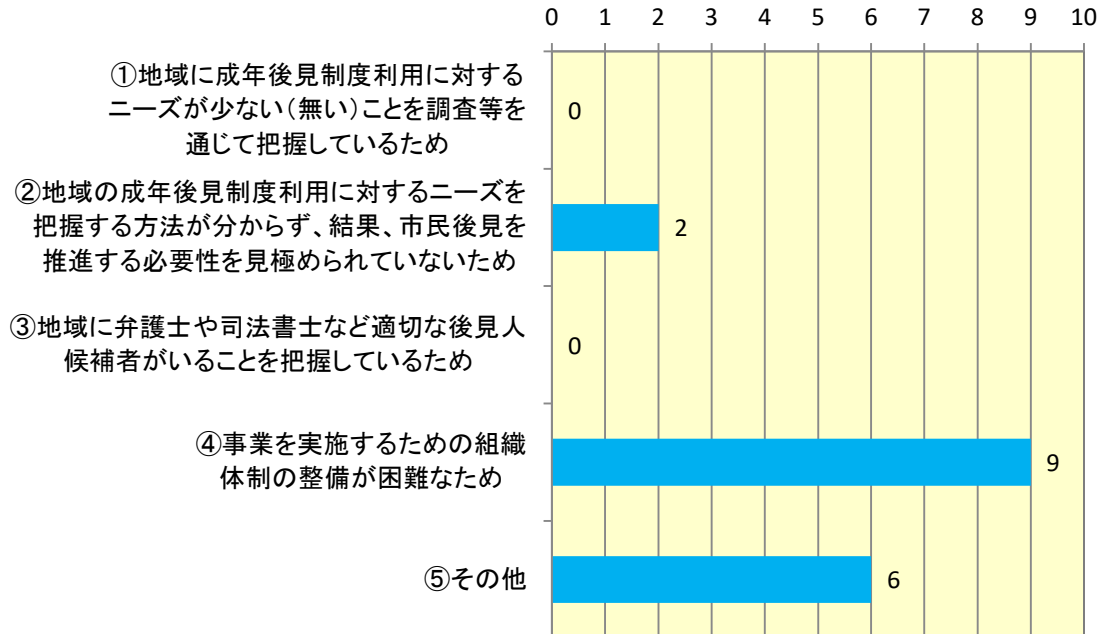
《問17で、④に回答した市町村にお聞きます》

問19 地域生活支援事業「成年後見制度法人後見支援事業」を実施していない理由はなんですか。最も大きな理由1つにチェック☑を入れてください。

- 「事業を実施するための組織体制の整備が困難なため」が9カ所で最も多く、次いで「地域の成年後見制度に対するニーズを把握する方法が分からず、結果、法人後見を支援する必要性を見極められないため」が2カ所となっている。

n=17

(単位=市町村数)



【「⑤その他」の内容】

- ・現在、検討中のため。
- ・令和元年度から法人後見を開始したため。
- ・法人後見実施団体があるため。
- ・社会福祉協議会が後見受任を開始し、令和2年度実施予定の案件があるため、今後のニーズを見極めたい。
- ・社協にて法人後見事業を実施しているため。
- ・社協が法人後見を行っている。ニーズには対応できている。運営費は社協運営費補助金を交付。

## 5 その他

問20 成年後見制度推進上の課題や問題点等について、ご自由にお書きください。

- 成年後見制度利用促進基本計画に基づく、市町村計画を今年度中に策定予定。そのために、計画の素案づくりや議論を進める必要がある。
- ・また、今年度から権利擁護支援者養成研修を予定しているが、これまでに経験のない業務であり、手探り状態で進めていかねばならない。
- 申立て費用の助成については、今年度検討し実施する予定。
- ・市民後見人の活用のためにも中核機関の設置が必要であると考え、今年度実施体制について検討予定。
- 住所地特例者の利用支援事業について、市町村によって取り扱いが異なるため、どちらの市町村で対応するのか対応に困ることもあると考えられます。県等から取り扱いについてある程度の方向性を示していただけると助かります。
- 現状のニーズが十分に把握されていない。
- ・支援者の制度に対する知識不足。
- ・制度と相談窓口の普及啓発が不十分。
- ・手続きが大変。
- ・利用するために費用と時間がかかる。
- ・制度利用を進めるタイミングや判断の見極めがつかない。
- 国は市町村にも成年後見制度利用促進基本計画の策定を促すが、努力義務であるため計画の方針や中核機関ネットワーク等の方針が決まっていない。
- 制度を推進するためには、勉強会等を通じて支援者側への啓発を行うことが重要と考えます。
- 申立件数や、利用者数の増加により、後見人等候補者の確保が困難になりつつある。
- 市町村内に司法関係の専門職種がないこと。

---

---

## 令和2年度社協における法人後見事業等に関する実態把握調査の結果

---

---

### 【調査概要】

目的	新潟県内の市町村社会福祉協議会における法人後見事業等への取り組み状況の把握
対象	新潟県内の市町村社会福祉協議会(30社協)
調査時期	令和2年5月1日から5月29日
調査時点	令和2年5月1日
調査方法	メール等による依頼及びメール等による回収
発送数	30
回収数	30

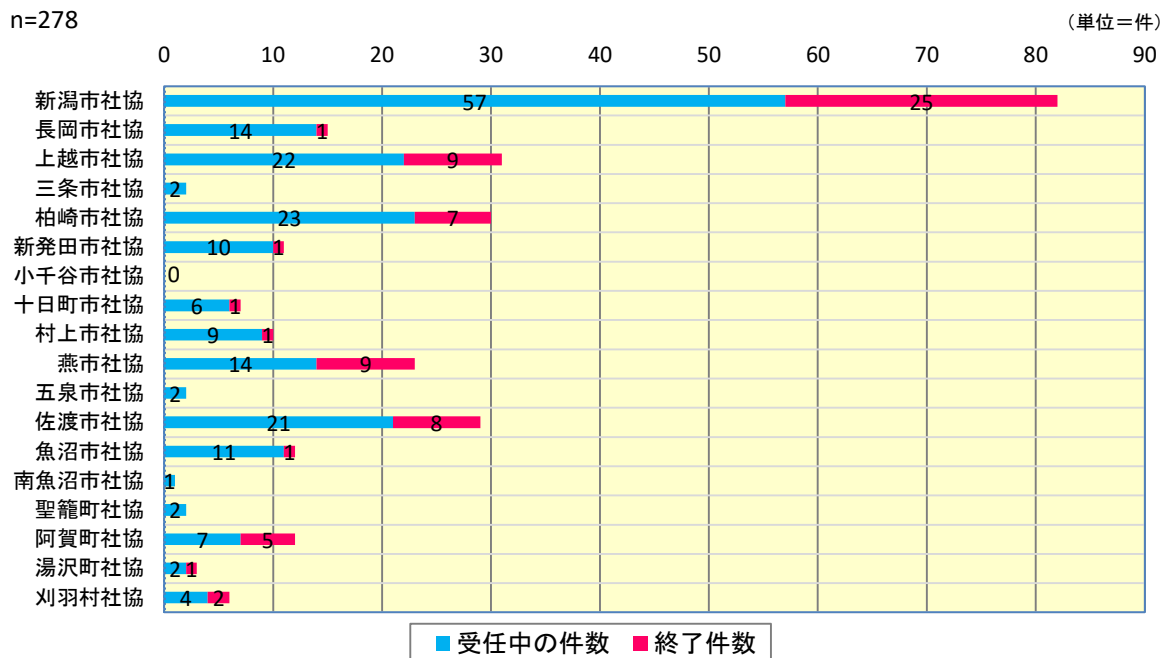
※ 本調査結果に用いたグラフにおいて示した百分率(%)は少数第二位を四捨五入しているため、合計が100とならないこともある。

# 1 法人後見事業実施社協の状況(対象=18社協)

## (1) 法人後見事業における受任状況について

### ① 受任件数について

- 県内で法人後見事業を実施している18社協で、これまでに合計278件を受任している。
- うち71件は既に終了しており、現在の受任件数は合計207件となっている。



### ② 受任件数の推移について

- 令和2年5月1日時点において、18社協で合計207件(前年170件)を受任しており、前年同期比で37件増加している。

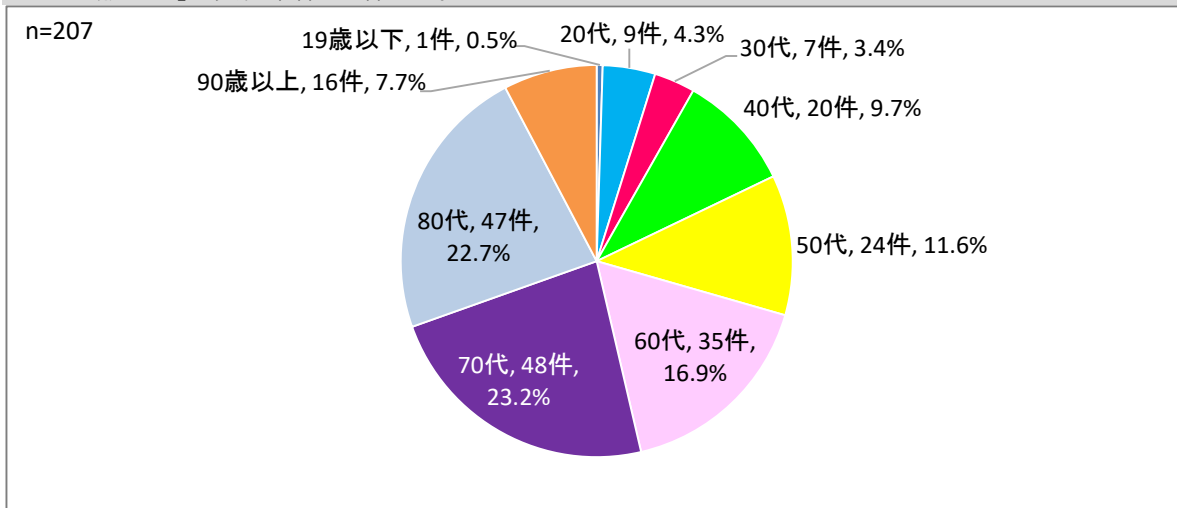
	H25.5.1 現在	H26.5.1 現在	H27.5.1 現在	H28.5.1 現在	H29.5.1 現在	H30.5.1 現在	R1.5.1 現在	R2.5.1 現在
新潟市社協		7	14	21	30	38	48	57
長岡市社協						1	4	14
上越市社協	7	17	17	18	17	19	19	22
三条市社協								2
柏崎市社協	4	7	7	10	18	20	22	23
新発田市社協						2	8	10
小千谷市社協								
十日町市社協						3	4	6
村上市社協							5	9
燕市社協	4	7	9	13	15	16	15	14
五泉市社協							1	2
佐渡市社協	5	13	13	16	18	18	19	21
魚沼市社協				2	5	7	10	11
南魚沼市社協								1
聖籠町社協							2	2
阿賀町社協				2	3	6	8	7
湯沢町社協						1	2	2
刈羽村社協					3	2	3	4
合計	20	51	60	82	109	133	170	207



《 以下、現在受任中の「207件」の状況について 》

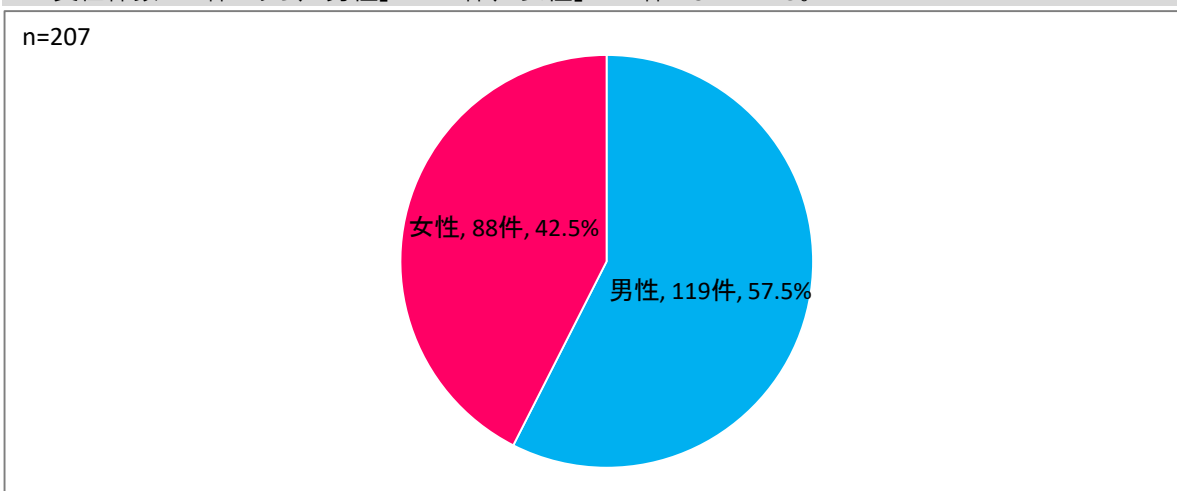
③年齢について

- 受任件数207件のうち、「70代」が48件と最も多く、次いで「80代」が47件、「60代」が35件と続いている。
- 「19歳以下」の受任案件は1件のみ。



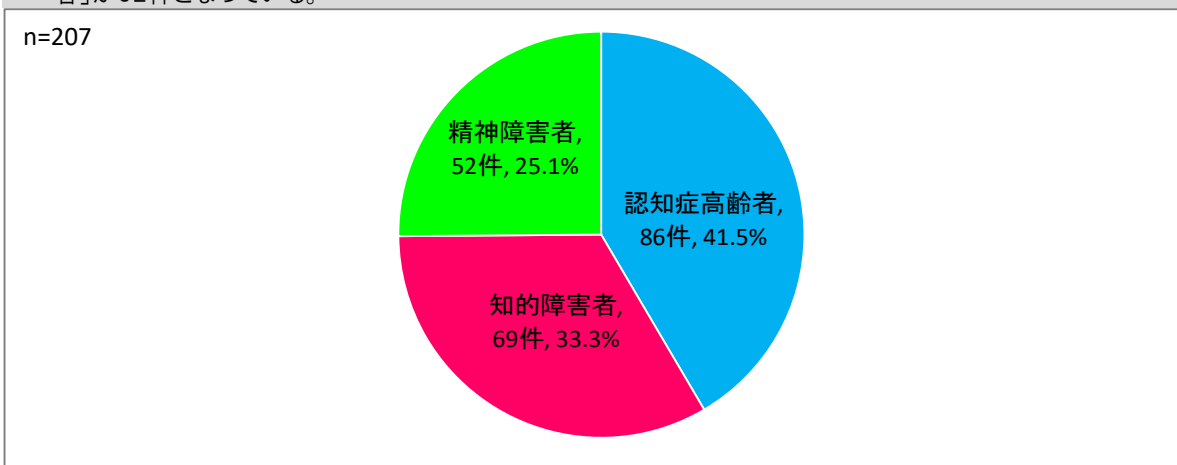
④性別について

- 受任件数207件のうち、「男性」が119件、「女性」が88件となっている。



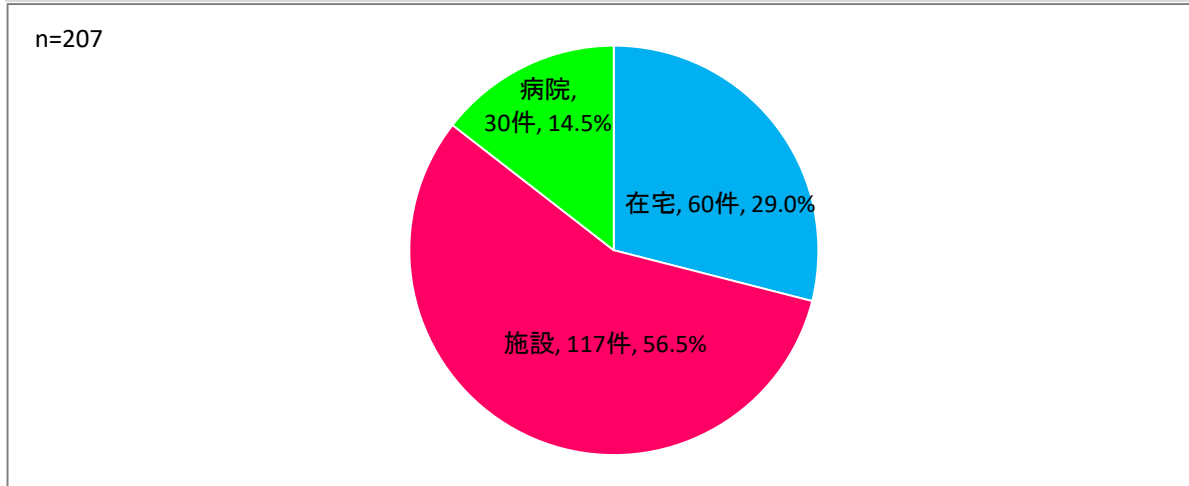
⑤障害等区分について

- 受任件数207件のうち、「認知症高齢者」が86件と一番多く、次いで「知的障害者」が69件、「精神障害者」が52件となっている。



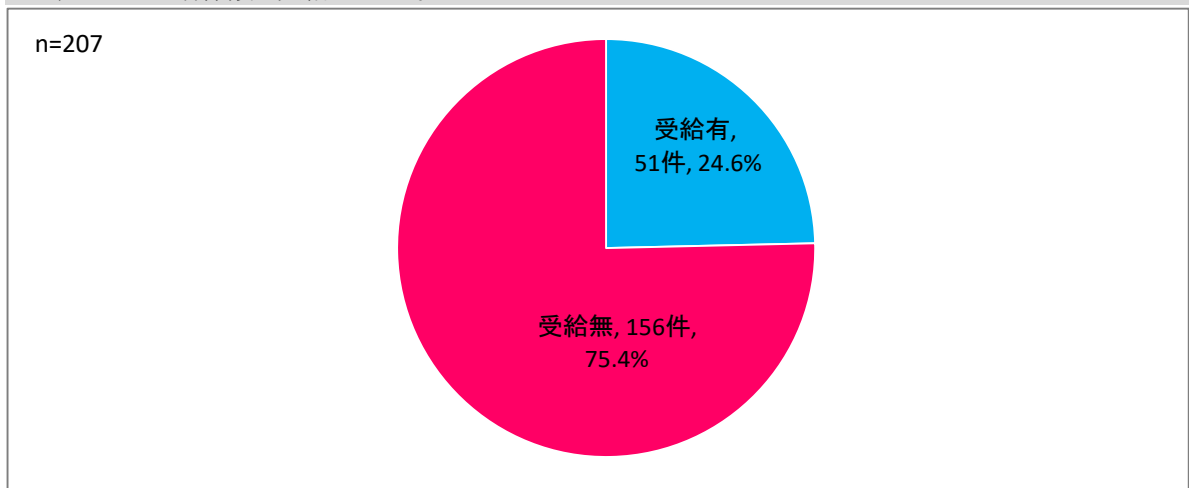
### ⑥ 居所について

➤ 受任件数207件のうち、「施設」が117件と一番多く、次いで「在宅」が60件、「病院」が30件となっており、被後見人等の約7割が「施設」や「病院」に入所・入院している。



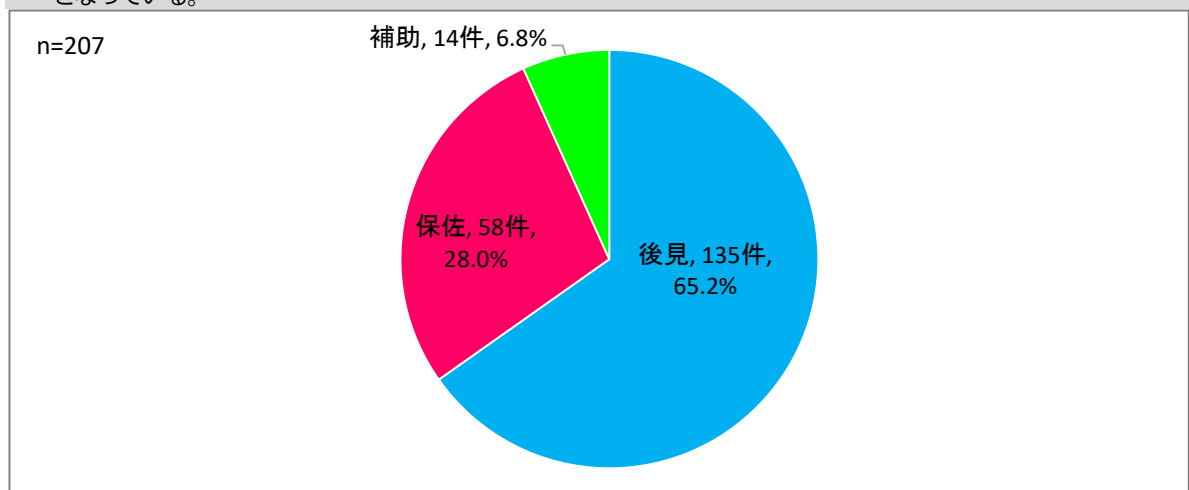
### ⑦ 生活保護の受給状況について

➤ 受任件数207件のうち、生活保護の「受給有」が51件、「受給無」が156件となっており、被後見人等の約4分の1が生活保護を受給している。



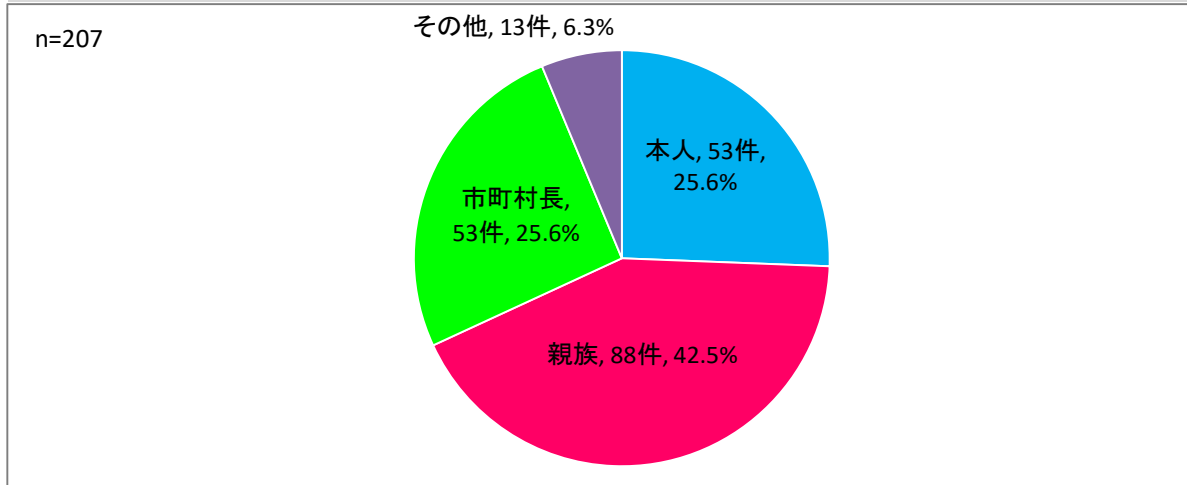
### ⑧ 類型について

➤ 受任件数207件のうち、「後見」類型が135件と一番多く、次いで「保佐」類型が58件、「補助」類型が14件となっている。



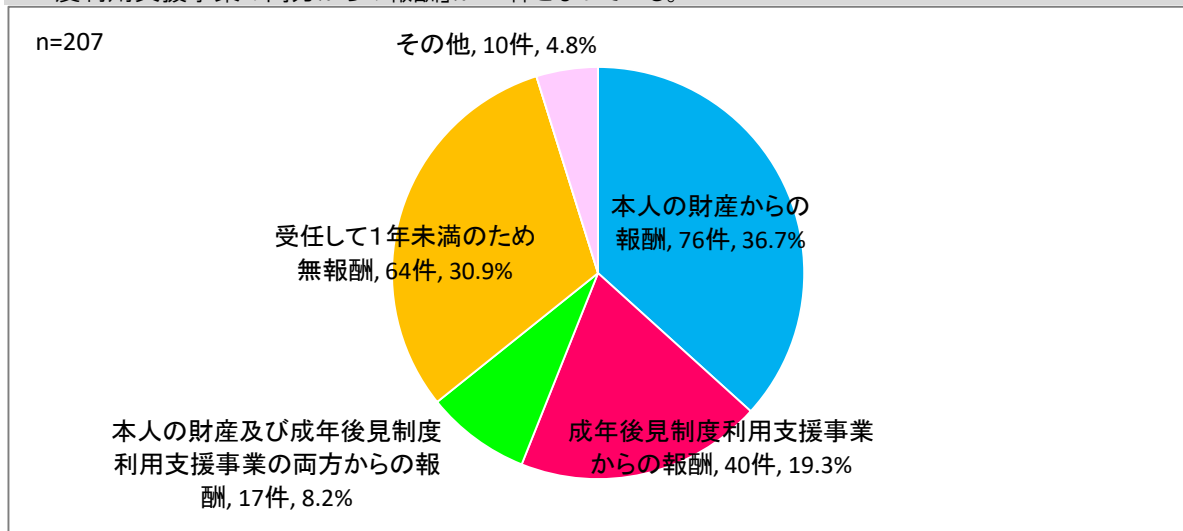
### ⑨ 申立人について

- 受任件数207件のうち、「親族」による申立てが88件と一番多く、次いで「市町村長」による申立てが53件、「本人」による申立てが53件となっている。



### ⑩ 後見等報酬について

- 受任件数207件のうち、「受任して1年未満のため無報酬」(64件)を除くと、「本人の財産からの報酬」が76件と一番多く、次いで、「成年後見制度利用支援事業からの報酬」が40件、「本人の財産及び成年後見制度利用支援事業の両方からの報酬」が17件となっている。



(2) 法人後見事業以外の成年後見制度関連事業の実施状況について

- > 18社協のうち、「普及啓発事業」を実施している社協が11社協、「相談支援事業」を実施している社協が11社協、「申立支援事業」を実施している社協が8社協、「市民後見人養成事業」を実施している社協が5社協となっている。
- > 「その他」の内容として、「法人後見支援事業、後見人サポート、調査研究等」となっている。

	普及啓発事業			相談支援事業			申立支援事業			市民後見人養成事業			その他		
	委託	補助	自主	委託	補助	自主	委託	補助	自主	委託	補助	自主	委託	補助	自主
新潟市社協	●			●			●			●					
長岡市社協		●			●			●							
上越市社協			●			●									
三条市社協															
柏崎市社協	●			●			●			●					
新発田市社協	●			●			●			●					
小千谷市社協															
十日町市社協			●			●									
村上市社協			●			●			●	●					
燕市社協	●			●			●						●		
五泉市社協			●			●			●						
佐渡市社協	●									●			●		
魚沼市社協	●					●			●						
南魚沼市社協															
聖籠町社協															
阿賀町社協						●									
湯沢町社協													●		
刈羽村社協															
合計	6	1	4	4	1	6	4	1	3	5	0	0	3	0	0

(3) 法人後見事業等に係る職員体制について(単位:人)

- > 18社協のうち、「正規の専従」職員を配置している社協が4社協、「正規の兼務」職員を配置している社協が16社協、「非正規常勤の専従」職員を配置している社協が2社協、「非正規常勤の兼務」職員を配置している社協が5社協、「非正規非常勤の専従」職員を配置している社協が1社協、「非正規非常勤の兼務」職員を配置している社協が1社協となっている。

	正規		非正規常勤		非正規非常勤	
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
新潟市社協	1		2	2		
長岡市社協		3				
上越市社協		13				
三条市社協		3				
柏崎市社協		5		1		1
新発田市社協	1		1			
小千谷市社協		5				
十日町市社協		2		1		
村上市社協		4		1		
燕市社協		3		1		
五泉市社協		3				
佐渡市社協	4	1			2	
魚沼市社協	1	1				
南魚沼市社協		3				
聖籠町社協		3				
阿賀町社協		2				
湯沢町社協		2				
刈羽村社協		4				
合計	7	57	3	6	2	1

#### (4) 法人後見事業等に係る財源別予算額について

- 18社協のうち、「行政からの委託金」が投入されている社協が7社協、「行政からの補助金」が投入されている社協が4社協、「自主財源」を投入している社協が9社協、「後見報酬」を見込んである社協が16社協となっている。

	行政からの委託金	行政からの補助金	自主財源	後見報酬(見込み)	その他
新潟市社協	●			●	
長岡市社協		●		●	
上越市社協		●	●	●	
三条市社協			●	●	
柏崎市社協	●		●	●	
新発田市社協	●				
小千谷市社協			●	●	
十日町市社協			●	●	
村上市社協				●	
燕市社協	●	●		●	
五泉市社協			●	●	
佐渡市社協	●			●	
魚沼市社協	●			●	
南魚沼市社協			●	●	
聖籠町社協			●	●	
阿賀町社協			●	●	
湯沢町社協	●			●	
刈羽村社協		●			
合計	7	4	9	16	0

#### (5) 成年後見制度推進上の課題や問題点等について(自由記述)

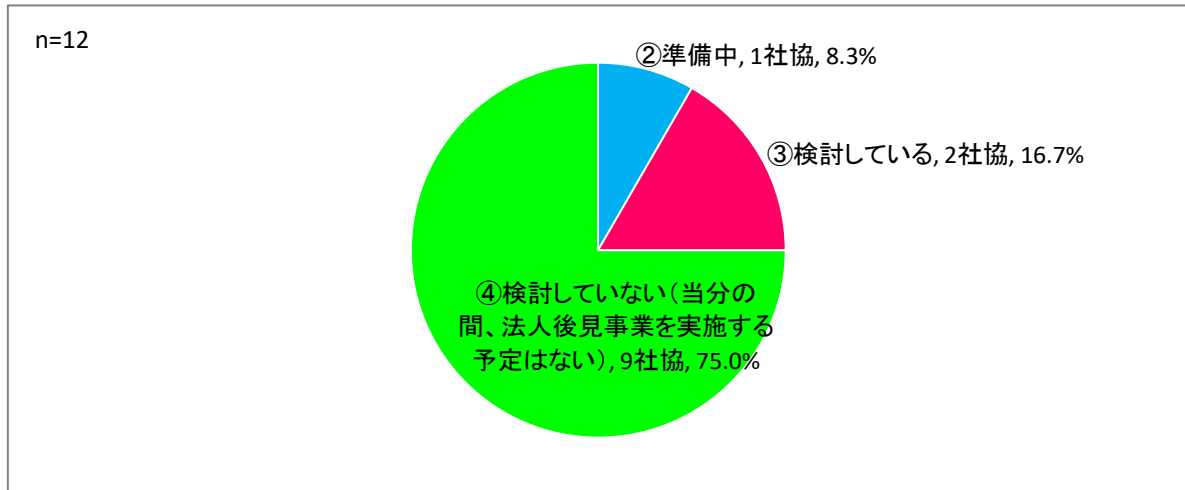
- ・支援員型法人後見を拡大する場合、専従職員及び支援員の増員が必須となるが、一方で支援員の管理事務が煩雑になることが予想される。  
 ・受任中に、社協が親族(相続人)調査を行うことが難しい。事件終了後に親族調査せざるを得ず、事務管理が煩雑になる。事務管理が簡便に完了すれば、新規事件を受任する受け皿になり得る。
- 法人後見での受任体制について、職員3人が兼務にて対応しているため適正な受任件数を模索している。また、現在は後見人候補者として希望があった場合に組織内で検討しているが、受任にあたり適正なケースを検討する中でどのような形態が良いか課題を感じる。
- ・今後、成年後見制度の利用の増加を考えて、後見支援員の活用を考えているが、どのような役割を担ってもらおうか決め切れていない。  
 ・後見制度の利用が今後増えることが想定される中で、市の後見人の受け皿をどのように増やしていくか、行政との協議が進まない。  
 ・今後ネット利用による被補助人・被保佐人の権利を護っていけるのか不安がある。
- 法人後見に関して、報酬以外の財源がないため、専任職員の確保が難しい。
- ・責任主体(行政)の方針・方向性(現状では不明確な点が多い)  
 ・市内関係機関・団体等との連携・協働の在り方(今後検討が必要)
- ・当市でも、後見制度のニーズは充分にあると考えるが、当会の相談件数としては少ないように感じる。また、法人後見対象者の条件に該当する事案が少ない。(高額な財産を所有している場合や親族間のトラブルがある場合など、他専門職が適任だと思われる相談があり、相談者・関係機関へ助言を行っている)  
 ・市内には、障がい者基幹相談支援センターや地域包括支援センターも同様に後見制度の推進を担っている。これらの支援機関とネットワークができると積極的にニーズの掘り起こしなどできると思うが、そこまですは至っていない。  
 ・従事する職員はすべて兼務であるため、受任ケースを受け持つことで精一杯であり、ネットワークづくりを含めた普及・啓発活動をするにもマンパワー不足である。
- ・後見報酬が高額であるため、利用に至らないケースがある。成年後見制度利用支援事業の拡充が必要。  
 ・申立ての手続き方法や費用負担など具体的な進め方について、福祉関係者の理解が重要。
- ・町からの委託金や補助金がなく社会福祉協議会の自主財源で運営されているため、財源の安定はない。  
 ・相談窓口機能は町のみであり、社会福祉協議会は法人後見を担当しているが、町との連携、役割分担が明確でなくPRや啓発活動ができていない。

- > ・現在、弁護士等への専門職相談を、①概ね2回開催している法人後見運営委員会に合わせて委員会内で検討②行政の無料弁護士相談を活用し行っている。
- ・今後、中核機関(地域包括支援センター)と、専門職相談をあわせて行い、ケース検討を含めて共有していければと両者の担当レベルで検討している。予算的な面でも、今後、こういった専門職相談を広域で実施できる取り組みの検討も必要である。
- > 医療同意を行う親族が不在の場合、施設入所申請時に後見人が医療同意の対応を行うとの確約がなければ、受け入れ不可と判断される施設があり、ご本人の権利を守る為には対応するとの返答をせざるを得ない。

## 2 法人後見事業について検討・未実施社協の状況(対象=12社協)

問1. 法人後見事業の実施に向けて、検討していますか。該当する項目にチェックしてください。

- > 法人後見事業について、「準備中」社協が1社協、「検討している」社協が2社協、「検討していない(当分の間、法人後見事業を実施する予定はない)」社協が9社協となっている。



《問1で③に回答した社協へお聞きます。》

問2. いつ頃を目途に法人後見事業を実施する予定ですか。該当する項目にチェックしてください。

- > 法人後見事業を検討している2社協はどちらも「令和3年度中」と回答している。

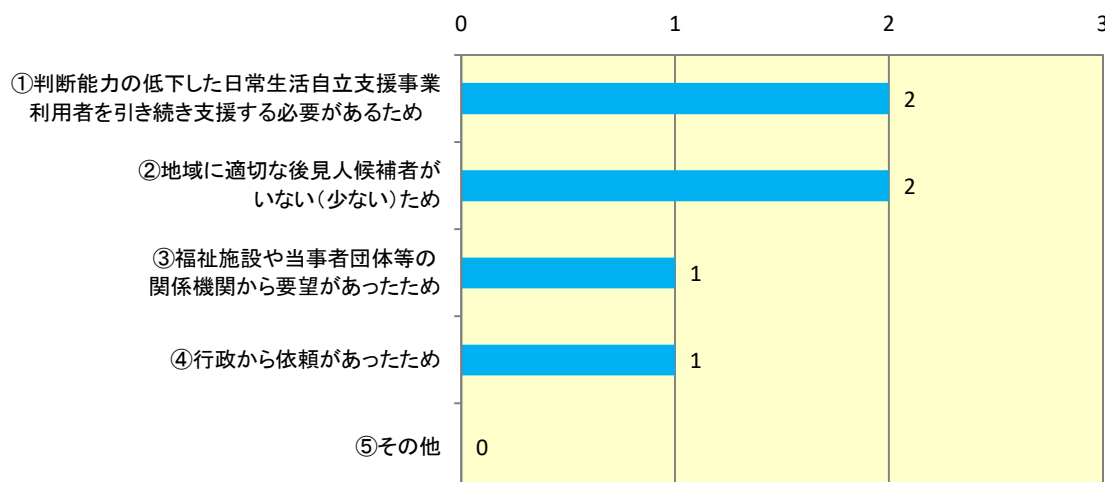
《問1で③に回答した社協へお聞きます。》

問3. 法人後見事業の実施に向けて検討を始めた理由は何ですか。該当する項目全てにチェックしてください。(複数回答)

- > 法人後見事業を検討している2社協のうち、2社協が「判断能力の低下した日常生活自立支援事業利用者を引き続き支援する必要があるため」「地域に適切な後見人候補者がいない(少ない)ため」、1社協が「福祉施設や当事者団体等の関係機関から要望があったため」「行政から依頼があったため」と回答した。

n=2

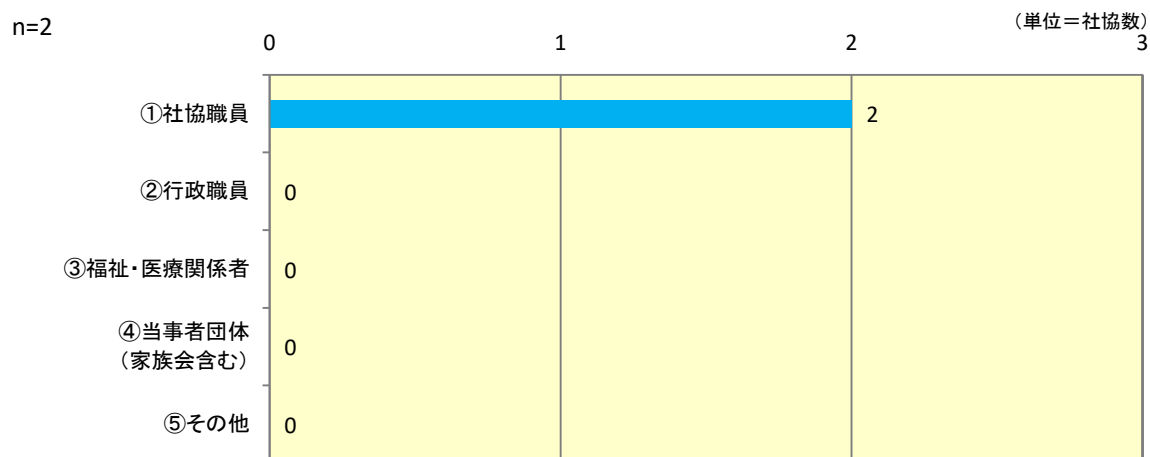
(単位=社協数)



《問1で③に回答した社協へお聞きします。》

問4. 検討しているメンバーは誰ですか。該当する項目全てにチェック☑してください。(複数回答)

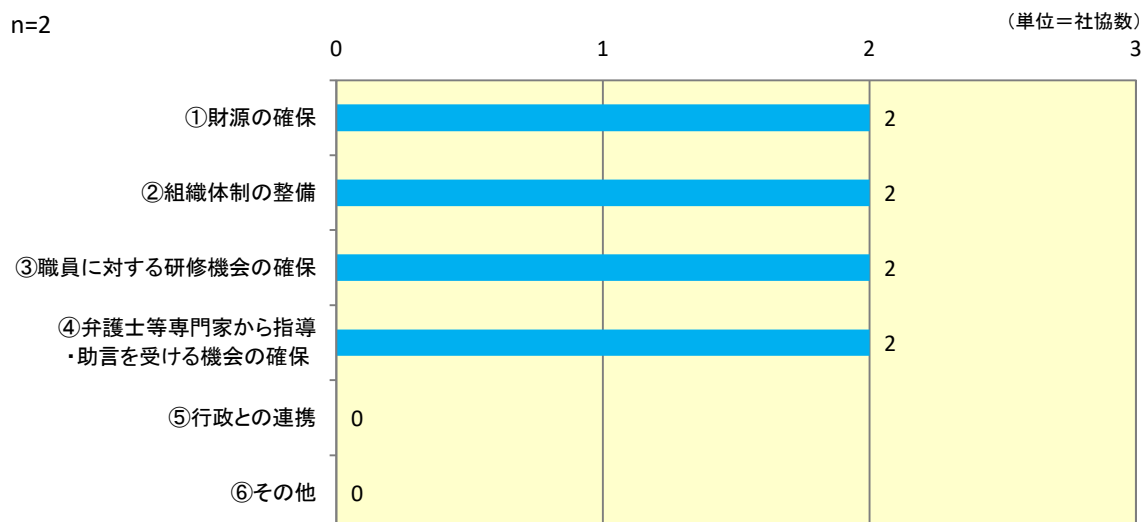
➤ 法人後見事業を検討している2社協のうち、2社協が「社協職員」と回答した。



《問1で③に回答した社協へお聞きします。》

問5. 法人後見事業実施に向けて、課題となっていることは何ですか。該当する項目全てにチェック☑してください。(複数回答)

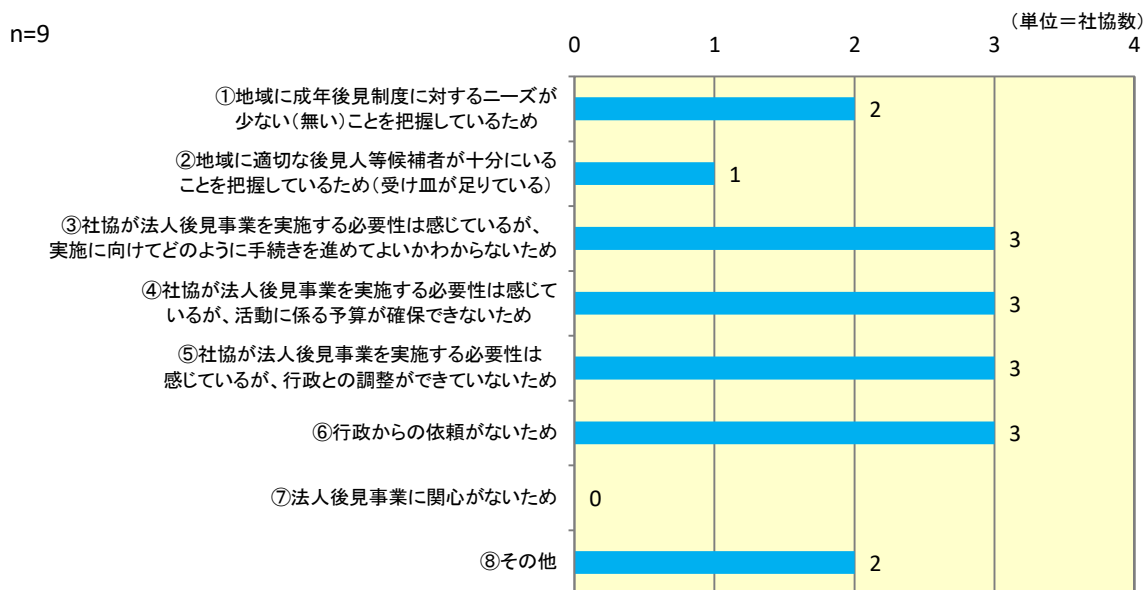
➤ 法人後見事業を検討している2社協が「財源の確保」「組織体制の整備」「職員に対する研修機会の確保」「弁護士等専門家から指導・助言を受ける機会の確保」と回答した。



《問1で④に回答した社協へお聞きします。》

問6. 実施しない理由は何ですか。該当する項目全てにチェック☑してください。(複数回答)

- 法人後見事業を検討していない9社協のうち、3社協が「社協が法人後見事業を実施する必要は感じているが、実施に向けてどのような手続きを進めてよいかわからないため」「社協が法人後見事業を実施する必要性は感じているが、活動にかかる予算が確保できないため」「社協が法人後見を実施する必要性は感じているが、行政との調整ができていないため」「行政からの依頼がないため」と回答した。
- 2社協が回答した「その他」の内容は下記のとおり。



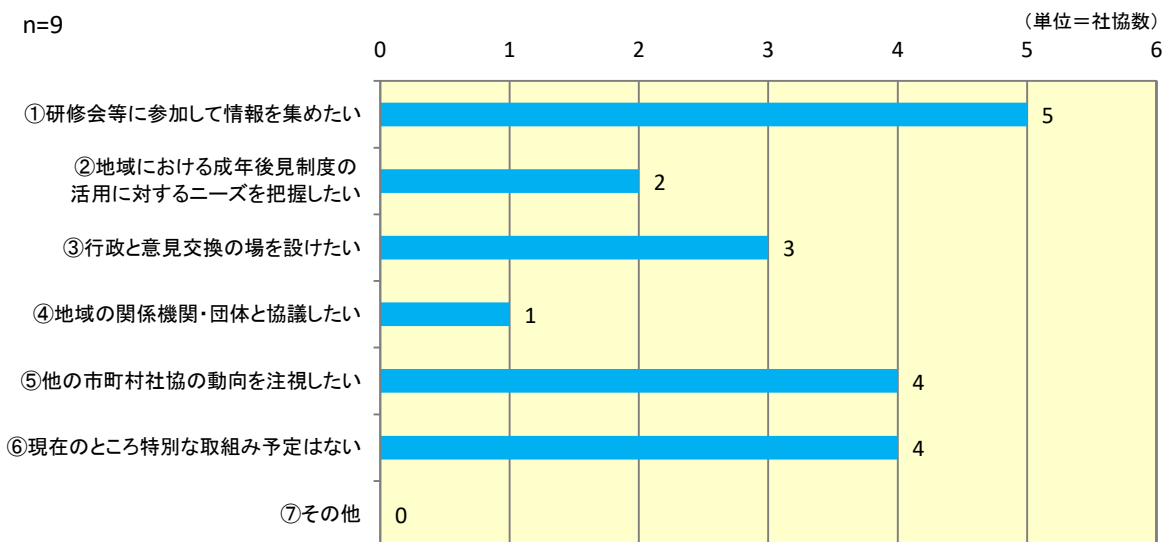
【「⑧その他」の内容】

- ・法人後見に社協がやるメリットがない。むしろデメリットの方が多いと思われる。
- ・実施に向けて体制が整っていないため。

《問1で④に回答した社協へお聞きします。》

問7. 当面の取組方針について、該当する項目全てにチェック☑してください。(複数回答)

- 法人後見事業を検討していない9社協のうち、5社協が「研修会等に参加して情報を集めたい」、4社協が「他の市町村社協の動向を注視したい」と回答した。
- また、「現在のところ特別な取組み予定はない」と回答した社協は4社協あった。



問8. 成年後見制度推進上の課題や問題点等について、ご自由にお書きください。

- 市内には、成年後見制度を担っている団体があります。社協が担う日常生活自立支援事業と住みわけができれば、と考えております。





